

参考資料集

令和4年1月

①未来を支える人材を育む大学等の機能強化

経済産業省「未来人材会議」について

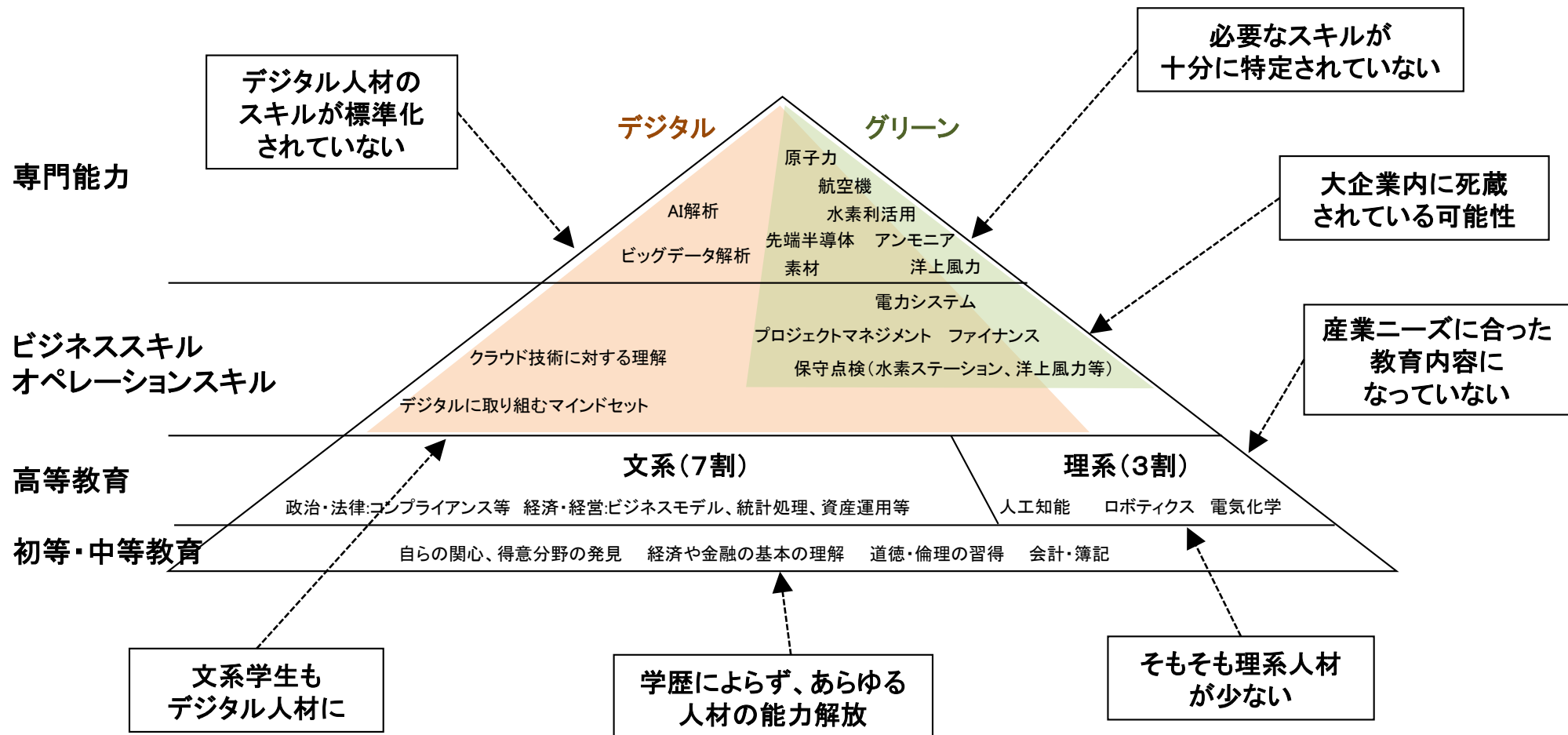
- デジタル化の加速度的な進展と、「脱炭素」の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要のあり方にも根源的な変化をもたらすことが予想される。
- 今後、知的創造作業に付加価値の重心が本格移行する中で、日本企業の競争力をこれまで支えてきたと信じられ、現場でも教え込まれてきた人的な能力・特性とは根本的に異なる要素が求められていくことも想定される。
- 日本企業の産業競争力や従業員エンゲージメントの低迷が深刻化する中、グローバル競争を戦う日本企業は、この事実を直視し、必要とされる具体的な人材スキルや能力を把握し、シグナルとして発することができているか。そして、教育機関はそれを機敏に感知し、時代が求める人材育成を行っているのか。
- かかる問題意識の下、2030年、2050年の未来を見据え、産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿を示すとともに、採用・雇用から教育に至る幅広い政策課題に関する検討を実施する。

委員

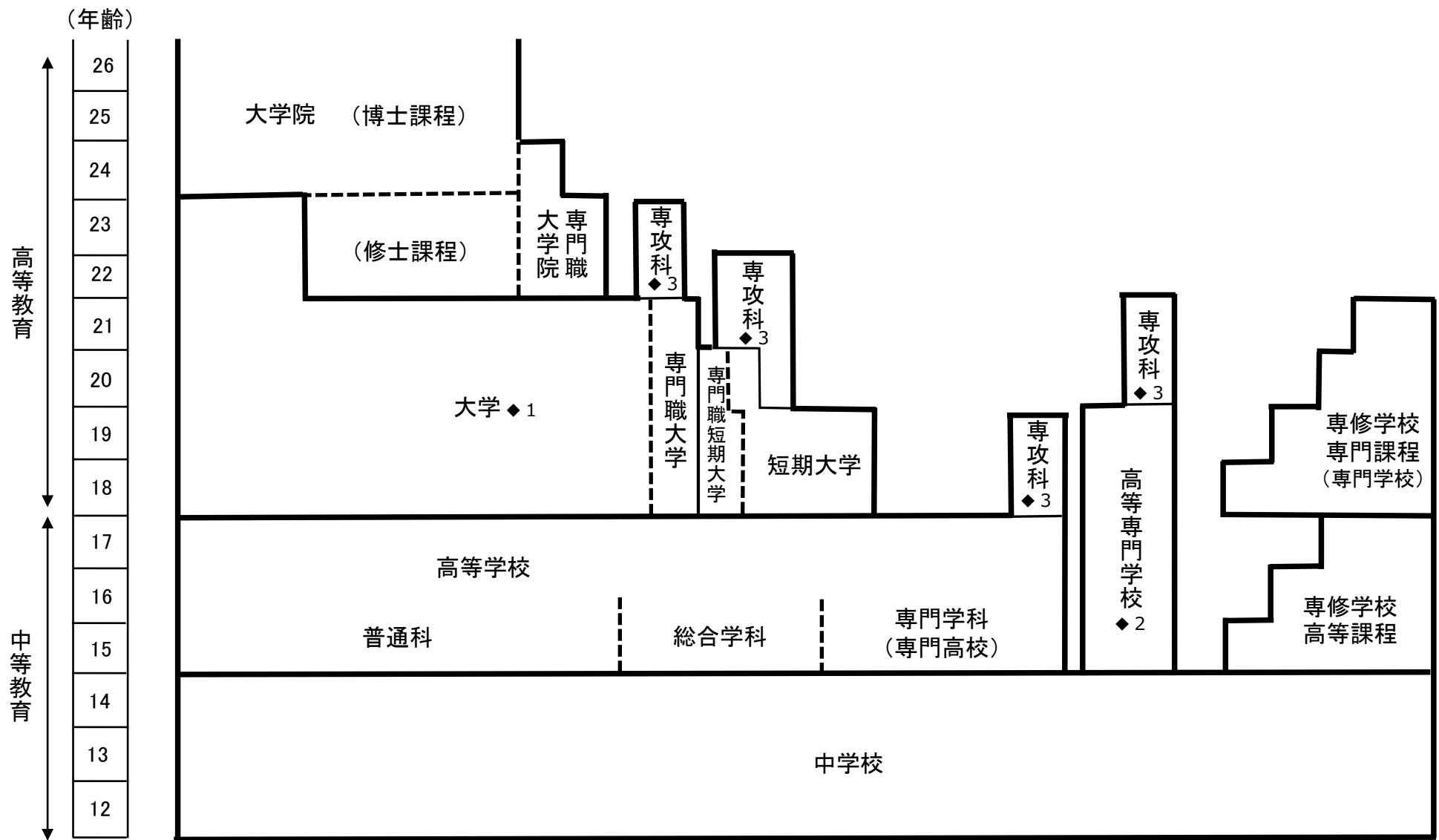
- | | |
|---------|-----------------------------|
| ● 大島 まり | 東京大学大学院情報学環／生産技術研究所 教授 |
| ● 岡島 礼奈 | 株式会社ALE 代表取締役CEO |
| ● 木村 健太 | 広尾学園中学校・高等学校 医進・サイエンスコース統括長 |
| ● 南場 智子 | 株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長 |
| ● 東原 敏昭 | 株式会社日立製作所 執行役会長兼CEO |
| ● 柳川 範之 | 東京大学大学院経済学研究科 教授 |

「未来人材ビジョン」（仮称）の策定（経済産業省）

- デジタル、グリーンといった成長分野の市場規模等から、2030年、2050年の労働需給、雇用創出効果を推計するとともに、求められるスキル・課題を明らかにし、政府として「目指すべき姿」として公表。



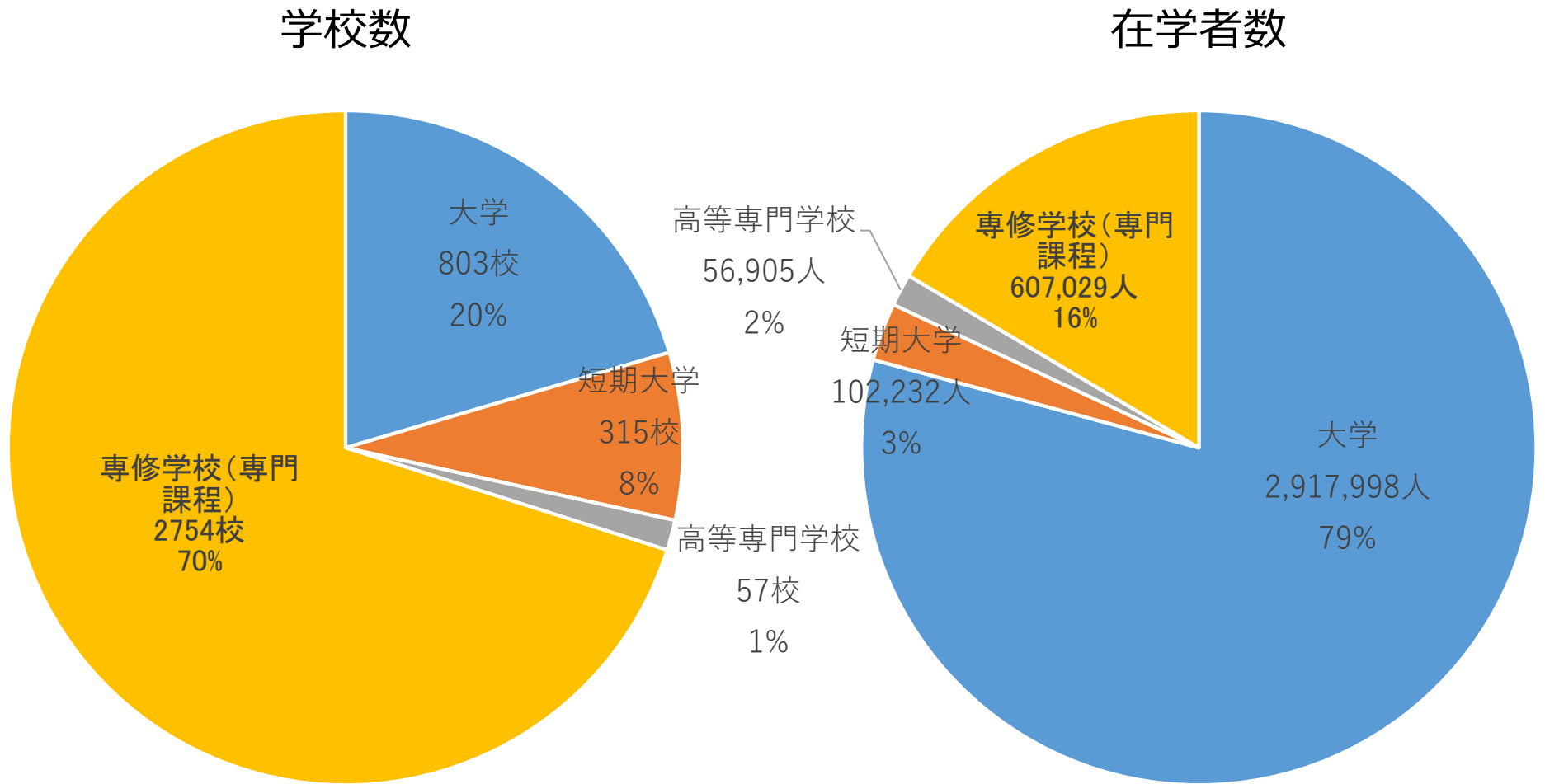
高等教育機関の接続について



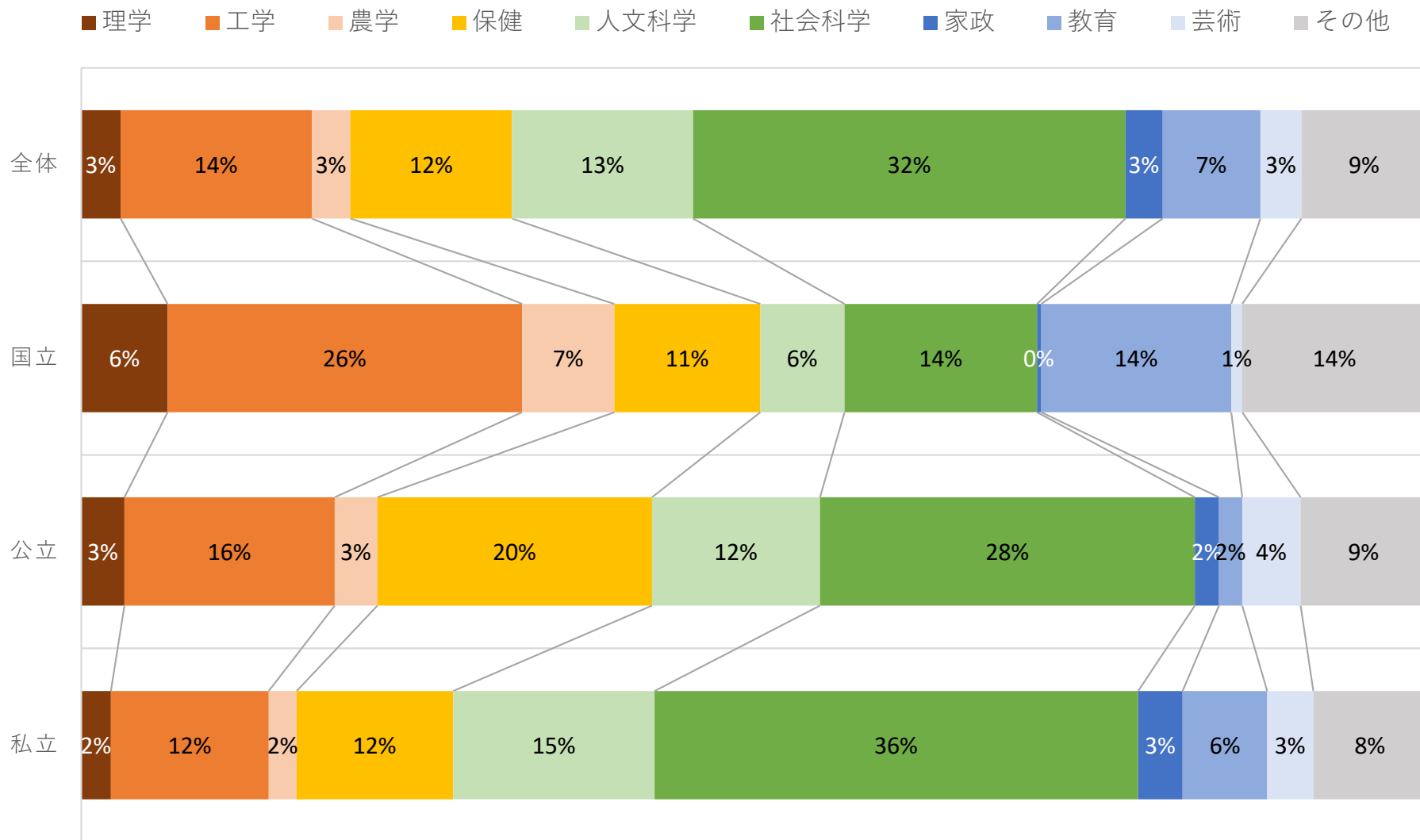
【修業年限に関する注記 (◆)】

- ◆1 医学・歯学・獣医学・薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）は修業年限 6 年
- ◆2 商船に関する学科は修業年限 5 年 6 か月
- ◆3 専攻科の修業年限は1年以上

高等教育段階の学校数、在学者数



関係学科別入学者数の割合（大学学部別）



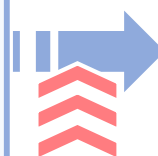
（備考）文部科学省「学校基本統計」（令和3年度）より作成。

地域の大学における課題

- Society5.0を支える人材として、自然科学の素養も求められる中において、自然科学を専攻する学生は3割に留まっている
- 大学が実施する教育プログラムが、地域社会が学生に期待・評価する能力の養成に十分に対応・機能していない
- 本格的な産学連携が進まず、外部リソースの獲得が不足

本事業で目指す姿

- 大学間連携により、文系学部でも自然科学の素養を身に付けられる教育体制を整備し、教育内容の充実を図る
（本事業を通じ、学部等の再編、拡充など科学技術分野の人材育成を促進）
- 地域社会との本格的連携による人材育成・イノベーションの創出
- 大学の学びを地域社会のフィールドへ展開

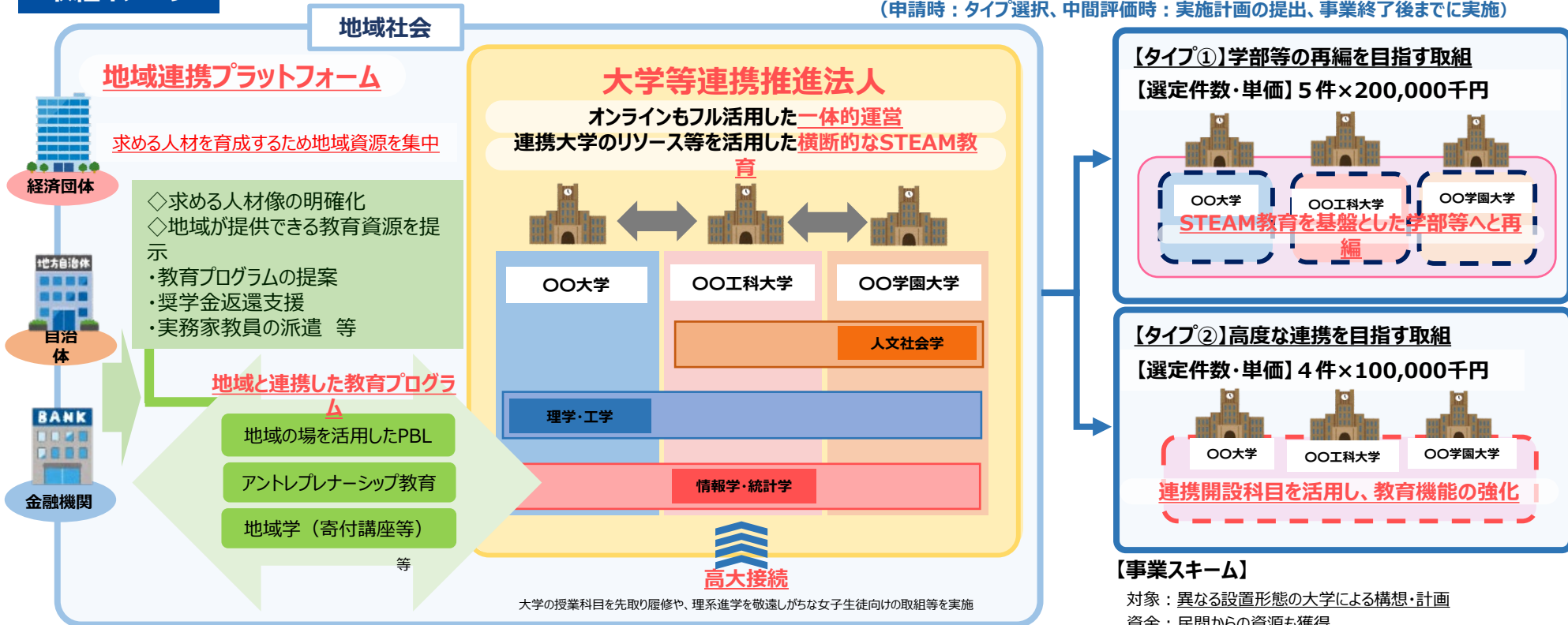


【事業内容】 地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域を牽引する人材を育成

取組イメージ

本事業の成果を元に

（申請時：タイプ選択、中間評価時：実施計画の提出、事業終了後までに実施）



大学の授業科目を先取り履修や、理系進学を敬遠しがちな女子生徒向け取組等を実施

【事業スキーム】

対象：異なる設置形態の大学による構想・計画

資金：民間からの資源も獲得

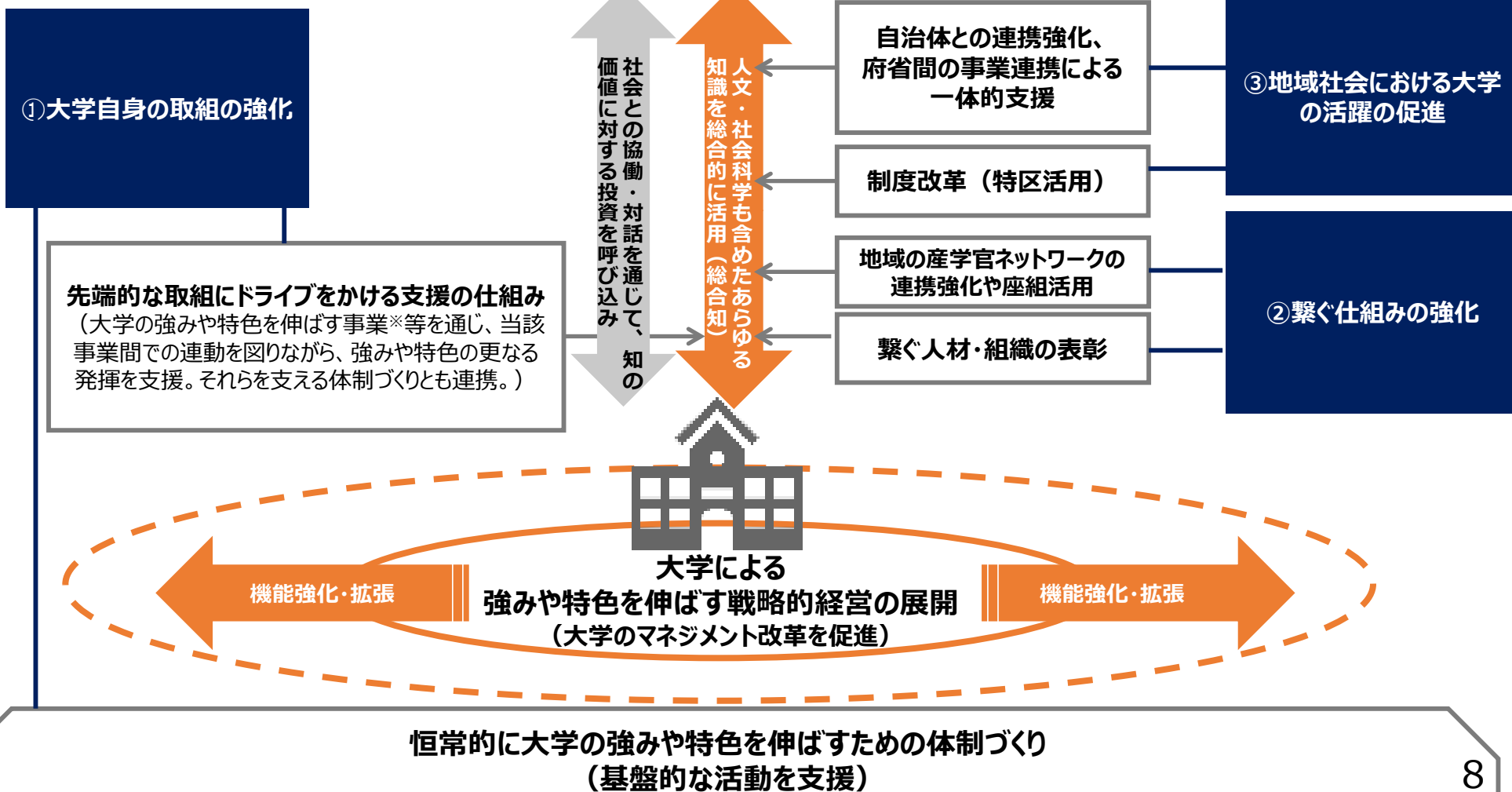
取組の内在化：事業の継続性発展性を確保するため、事業の進捗に合わせ補助額を逓減

地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージによる支援全体像

- 大学が、自身の強みや特色を伸ばす戦略的経営を展開することで、ポテンシャルを抜本的に強化（大学が変わる）
- 大学が拡張されたポテンシャルを社会との協働により最大限発揮し、主体的に社会貢献に取り組むことで、社会を変革（社会が変わる）

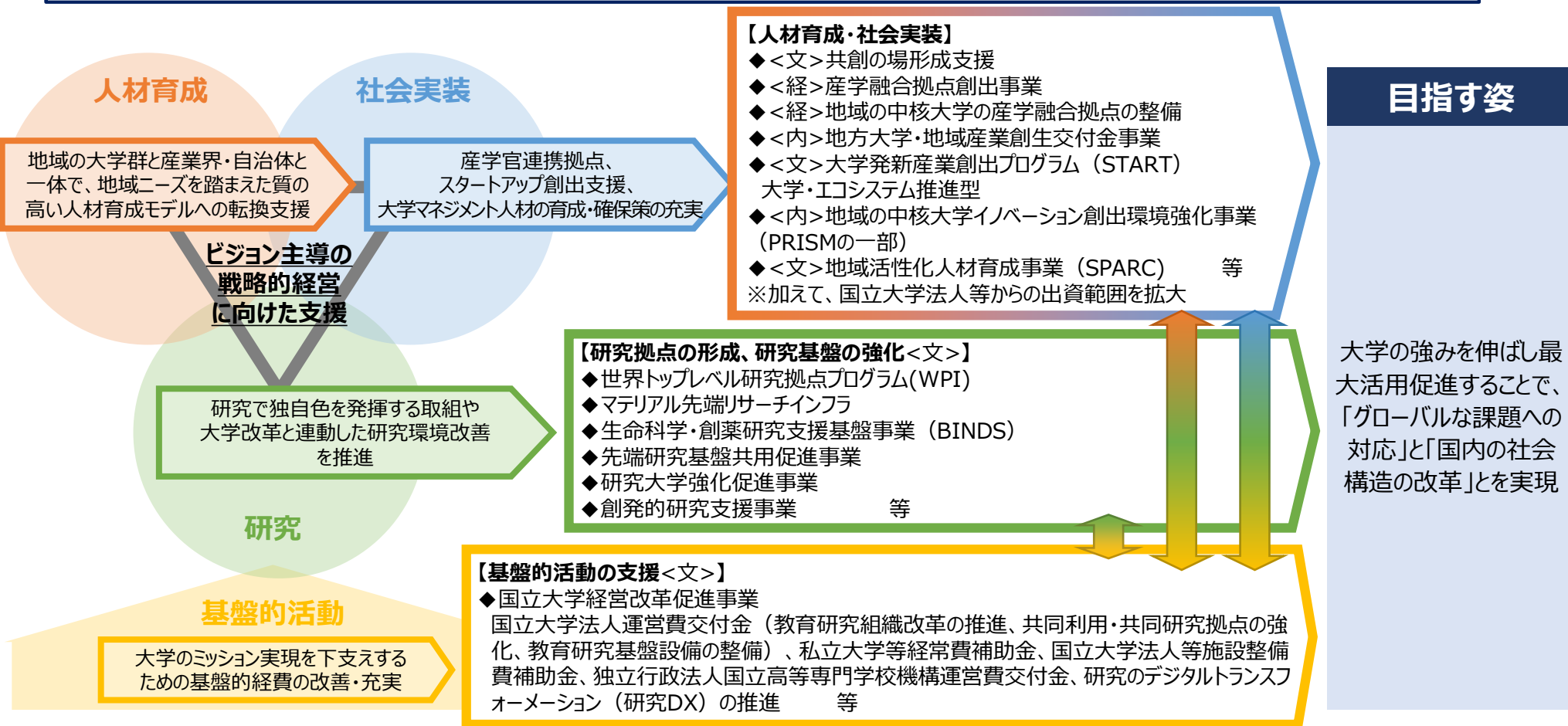
地域・社会・ステークホルダー

～地域の社会経済の発展に留まらず、グローバル課題の解決や国内の構造改革・社会変革を牽引～



大学の強みや特色を伸ばす取組の強化

- 「グローバルな課題への対応」と「国内の社会構造の改革」に向けて、「**知と人材の集積拠点**」である**多様な大学等の力を伸ばし、活躍を促進**
- 特定分野の高い研究力の強化、人材育成や産学連携活動を通じた地域の経済社会、日本や世界の課題解決への貢献のために、**地域中核・特色ある大学が強みを最大限に活かし、発展**できるよう、**大学のミッション・ビジョンに基づく戦略的経営の実現**を推進



これらの支援による大学の取組について、大学のミッションに基づくビジョンの実現に向けた位置づけと進捗を事業間で共有し、伴走支援する仕組みを構築。中でも、社会実装を志向し成果を上げているポテンシャルの高い取組は関係府省と連携し、大学の価値創造を社会発展・変革に転換。

大学におけるオンライン授業について

- 大学等では**教室等での対面授業のほか**、これに相当する教育効果が認められる場合には、自宅など**場所によらない遠隔授業**を行うことが可能。
- 卒業要件 1 2 4 単位のうち、遠隔授業による修得単位数は**上限 6 0 単位（※）**。
（※）現行制度でも60単位分は全て遠隔授業で行えるほか、残り64単位分も授業のうちで主として面接授業を行えば、その一部（半分未満）は遠隔授業を実施可能
（※）新型コロナウイルス感染症や災害等の状況に鑑みて面接授業の実施が困難な場合、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うといった弾力的な運用が認められる
- **大学院は卒業要件が 3 0 単位と少ないことや研究指導等により個別指導が行われることから上限を設けておらず、遠隔授業による全単位修得が可能。**

＜遠隔授業の主な形態＞ ※対面や以下の形態を組み合わせながら授業を実施

同時双方向型

講義をリアルタイムで配信。
教員・学生がリアルタイムで意見交換を実施。



オンデマンド型

動画

講義形式の動画で学びつつ、
オンラインで課題提出・質疑応答

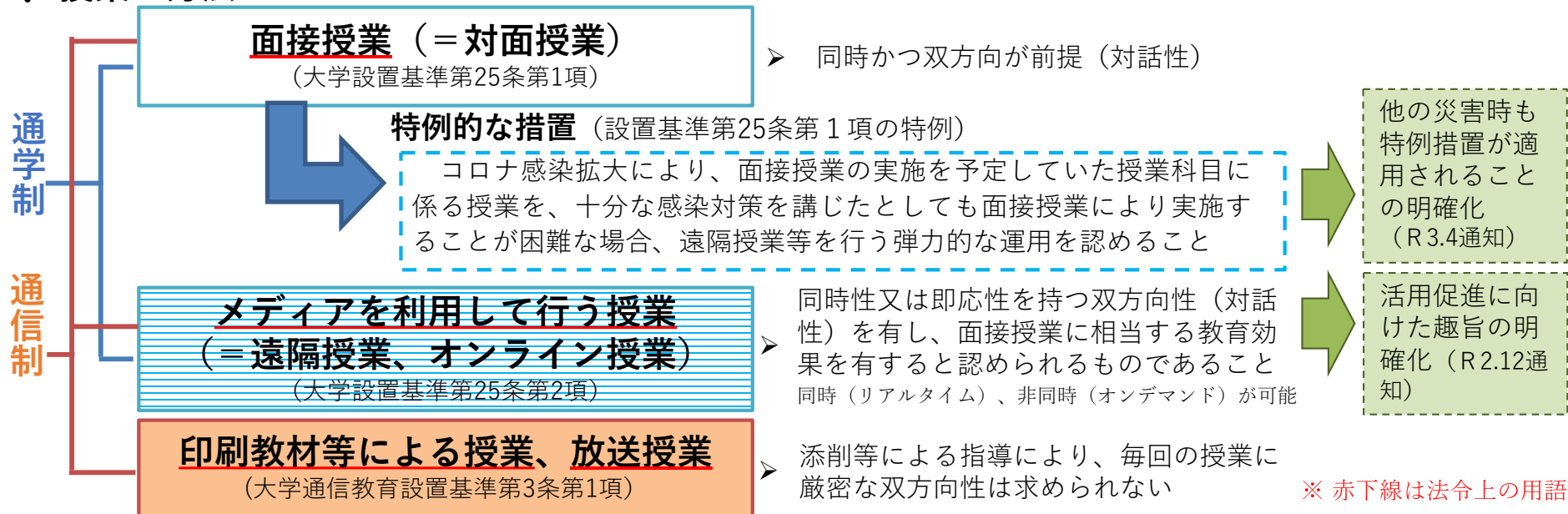
教材

教材（スライド資料等）で学びつつ、
オンラインで課題提出・質疑応答



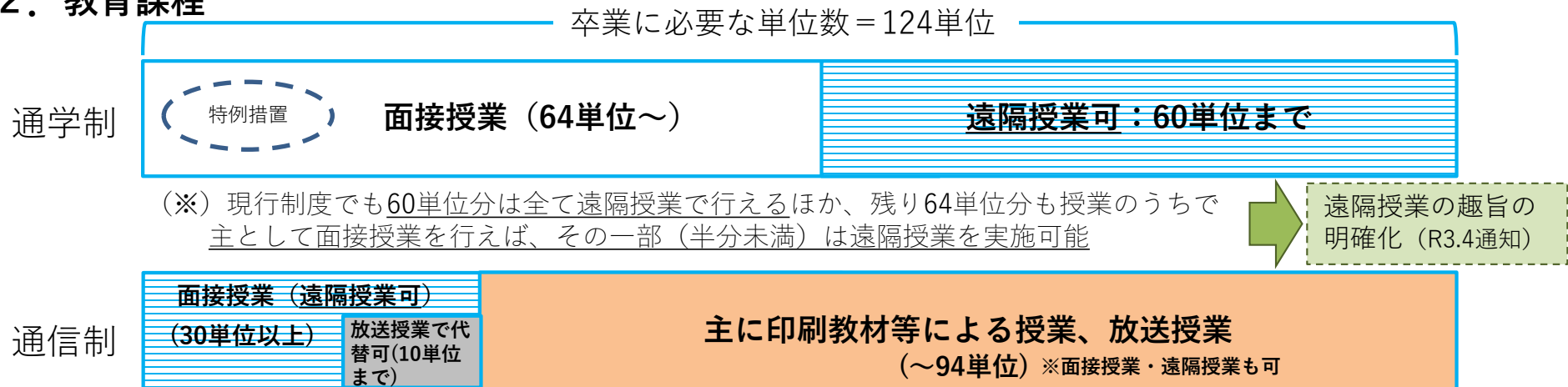
大学における授業の方法と教育課程

1. 授業の方法



(注) 「メディアを利用して行う授業」については「オンライン授業／教育」「遠隔授業」等、様々な用語が用いられているが、質保証システム部会、教育再生実行会議の資料においては、いずれも法令上は「メディアを利用して行う授業」を指す。

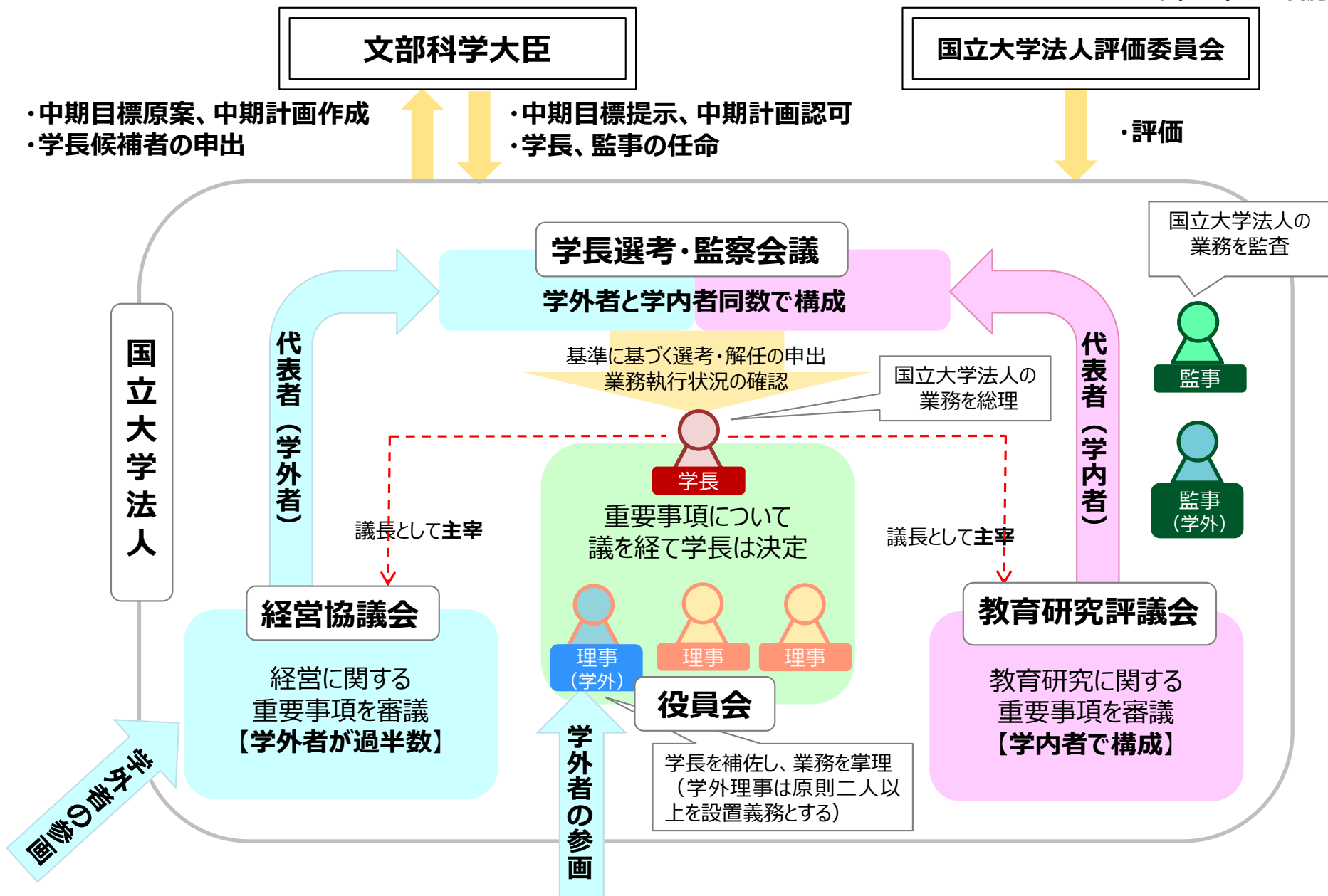
2. 教育課程



(※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能 (例：サイバー大学、ビジネス・ブレークスルー大学)

国立大学法人のガバナンスの仕組み（原則）

※令和4年4月1日施行時点



国立大学法人等のガバナンスの見直し

＜国立大学法人法の一部を改正する法律＞

施行期日：令和4年4月1日

趣 旨

国立大学法人の戦略的経営実現に向けた経営資源を拡大するため、多様なステークホルダーからの信頼を確実に獲得していくこと等が必要。このため、学長選考会議の牽制機能及び監事の監査体制を強化する。また、世界最高水準の教育研究活動の展開を目指す指定国立大学法人の業務執行体制を強化するため、理事の員数を増加する。これら組織体制の見直しにより、国立大学法人等の管理運営の改善を図る。

監事の監査体制の強化

- 監事のうち少なくとも一人は常勤とする。
- 監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考会議又は機構長選考会議に報告することとする（※）。
- 複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する。

学長選考会議の牽制機能の強化

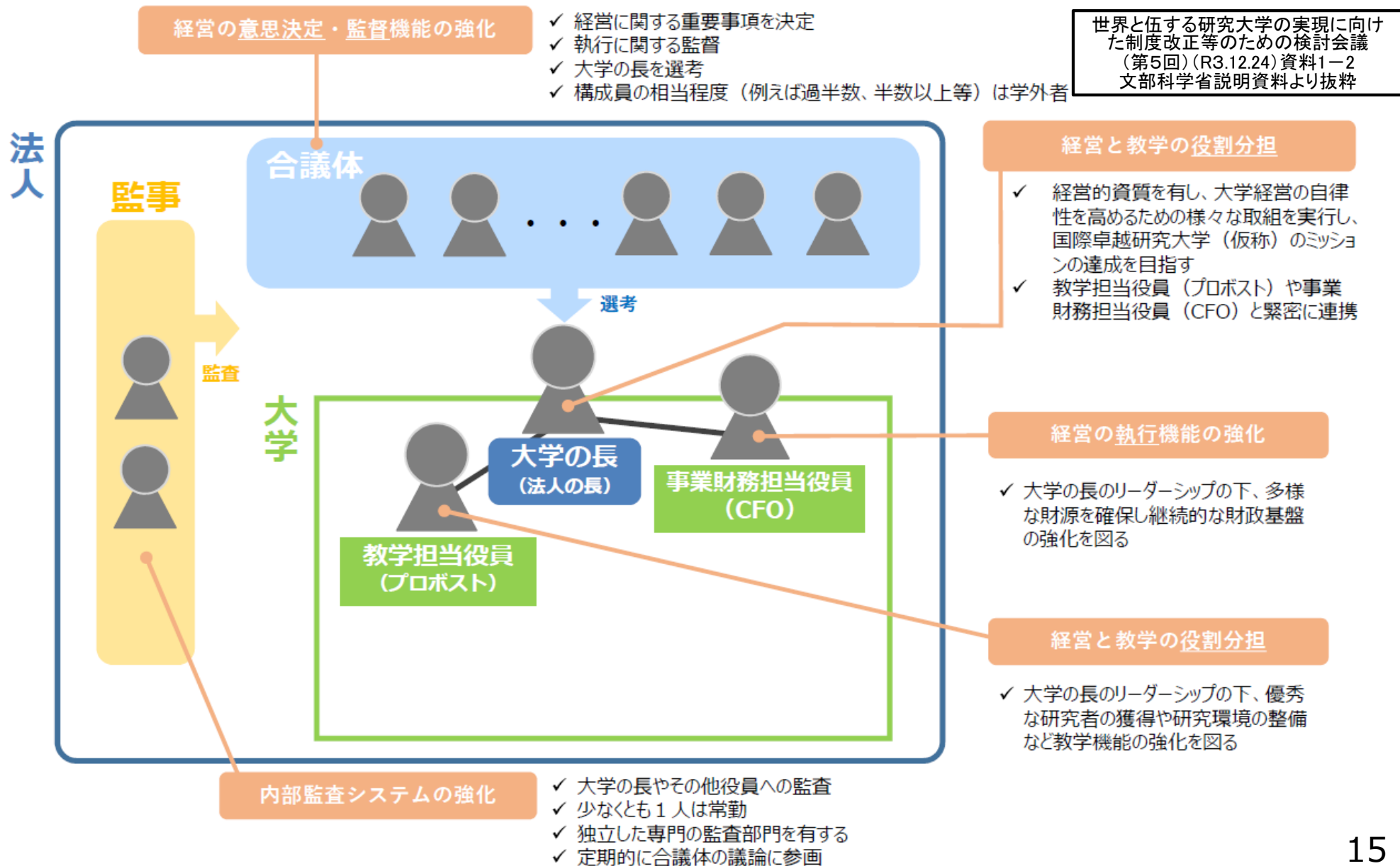
- 学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする。
- 同会議は監事から上記報告（※）を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができる。
- 同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることとすることができることとする。

※ 大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても同様の措置を講ずる。

指定国立大学法人の理事の員数の増加

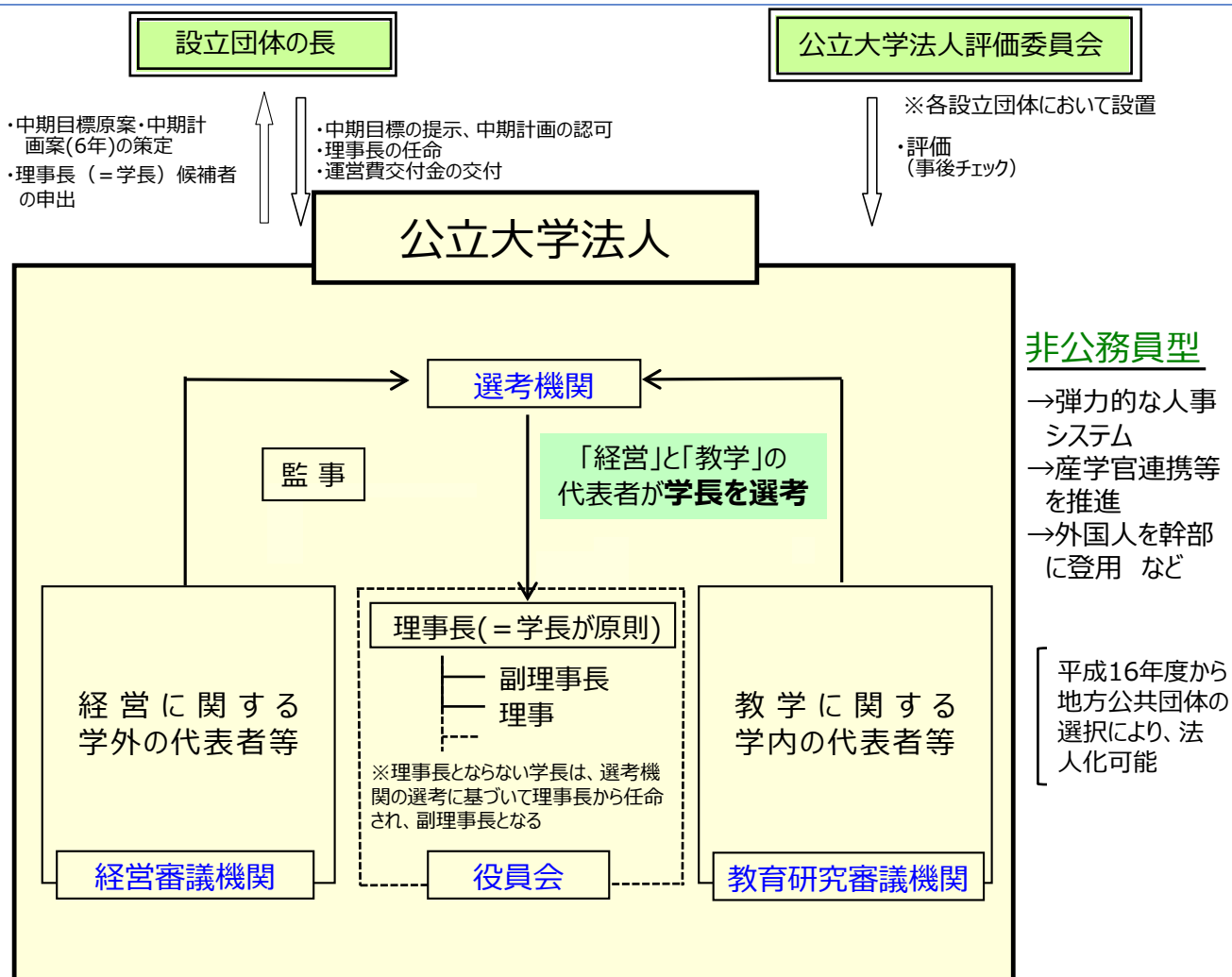
- 指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする。

世界と伍する研究大学に求められるガバナンス (大学ファンドの支援対象大学のイメージ)



公立大学法人のガバナンスの仕組み

- 公立大学法人では、法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則とされているが、両者を分離することも可能
- 公立大学法人の学長を兼ねる理事長は、学外者などから構成される**経営審議機関の代表者**と、学内者などから構成される**教育研究審議機関の代表者**から構成される**選考機関**において選考され、設立団体の長が任命
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定（経営審議機関、教育研究審議機関）**



【理事長】 (= 学長が原則)
公立大学法人を代表し、その業務を総理

【役員会】 (必置機関ではない)
予算の作成、重要な組織の改廃等に関する審議機関

【経営審議機関】
経営に関する重要事項を審議する機関

【教育研究審議機関】
教育研究に関する重要事項を審議する機関

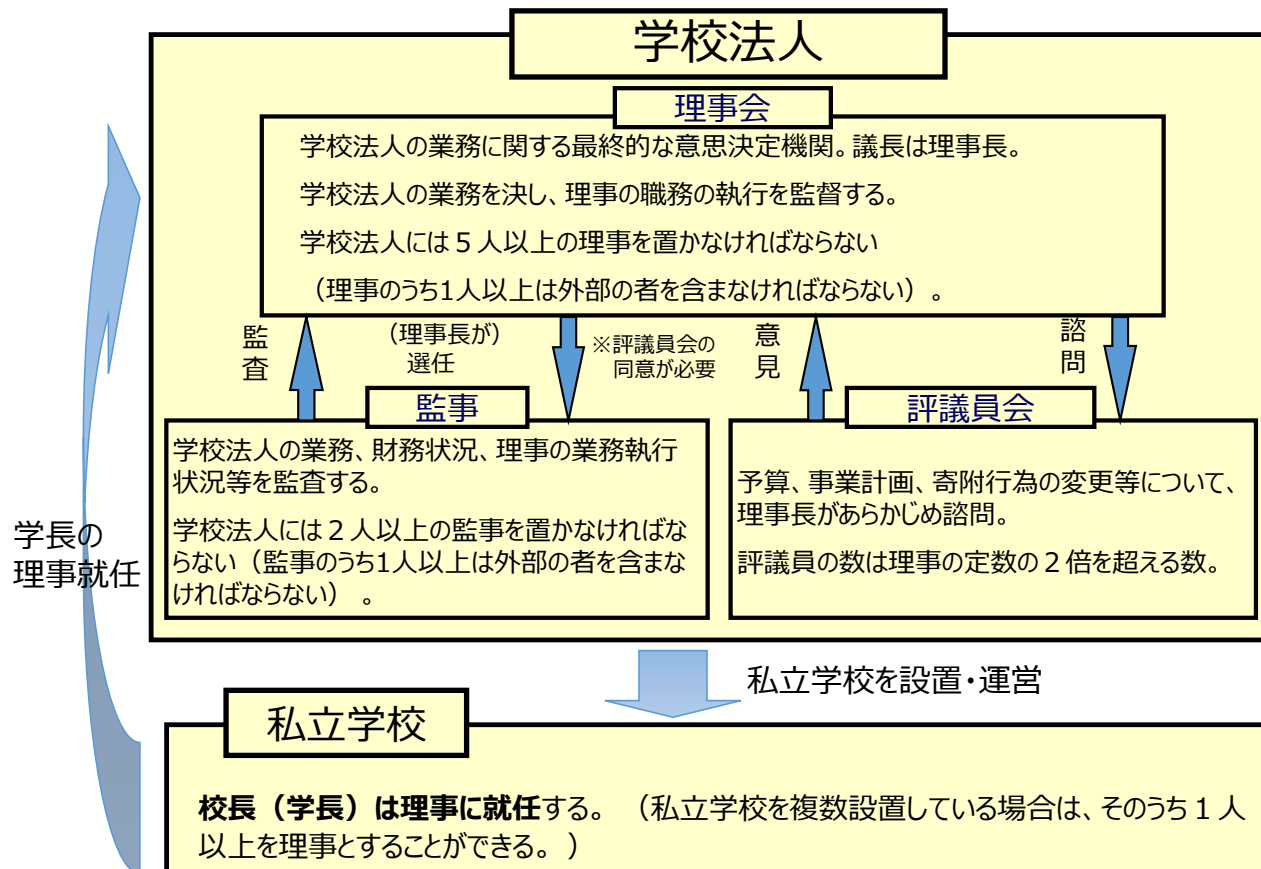
【監事】
公立大学法人の業務を監査

※「役員会」「経営審議機関」「教育研究審議機関」は、大学によってその人数が異なる。
(例) 名古屋市立大学: 役員会 8人、経営審議会 21人、教育研究審議会 27人
青森県立保健大学: 役員会 6人、経営審議会 10人、教育研究審議会 10人

※「役員会」は、設立団体の判断 (定款に規定) 等で設置可能

学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の業務に関する**最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会**。**理事長は、寄附行為の定めるところにより選任**され、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織**され、学校法人の**職員や卒業生等が評議員に選任**される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- **設置する学校の学長のうち1人以上は、学校法人の理事として経営に参画**する。



【理事長】

- ・学校法人を代表し、その業務を総理

【理事会】

- ・学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
- ・理事の職務の執行を監督
- ・私立学校の校長を理事として選任

【監事】

- ・学校法人の業務、財務状況等を監査

【評議員会】

- ・予算、事業計画、寄附行為の変更等に対する意見（理事長が予め諮問）
- ・決算及び事業の実績に対する意見（理事長が報告）
- ・寄附行為で定める事項を評議員会の議決を要することができる

私立学校ガバナンス改革に関する対応方針（令和3年12月21日公表）

- 我が国の公教育を支える私立学校が社会の信頼を得て一層発展していくため、これまでの検討経緯を踏まえ、**学校法人の沿革や多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革**を推進することが必要。
- これまでの不祥事案への対応等を踏まえつつ、対応に当たっての**制度上の課題**や**更なる不祥事案の再発防止策**を検討した上で、適切な制度設計を行い改革案に反映していくことが必要。

検討の方向性

- 理事会の業務執行の円滑化を図りつつ、業務執行のけん制・違法是正が自律的になされるよう、理事会・理事、監事、評議員会・評議員の在り方、相互の関係について見直しを行う。特に、
 - **監事の選解任**の在り方及び、**会計監査人の設置、内部統制システムの整備**については、法人の規模等も考慮しつつ、監査の実効性を高め、適正な学校運営を担保する観点から見直す。
 - **理事の解任、理事長の解職**の在り方については、円滑な学校運営に配慮しつつ、不正・違法があった場合に自律的にすみやかに是正されるようにする観点から見直す。
 - **評議員会・評議員**の在り方については、理事会・監事の監督が機能しない場合に自律的な監督機能が発揮されるよう、評議員に対するけん制の在り方や教育研究への影響などにも留意して見直す。特に、**理事・評議員の兼職、評議員会の構成、評議員の選解任**については、現場の実務的な運用に配慮しつつ、適正な在り方となるよう見直す。
 - そのほか、**子法人の扱い、過料、刑事罰**（特別背任罪、贈収賄罪等）についても、これまでの不祥事案への指導経過等を踏まえつつ、私学法内での位置付けについて検討する。
- **下位法令・通知**による改善事項や、**ガバナンス・コード**等の自主的な取組の充実要請も含め、今後目指すべき私立学校の運営の在り方及びそのための**改革の全体像**を広く提示する。

進め方

- 私立学校全体に関わる問題であることを踏まえ、上記の検討の方向性に沿って、**関係者の合意形成を丁寧に図る場**を設ける。
- 検討の結果、**成案を得られ次第、速やかに法案の提出**を目指す。
- **関係者との意思疎通と実態把握**を十分に行った上で、必要な改革方策については、躊躇することなく提示する。

学校法人のガバナンス改革に係るこれまでの検討経緯①

- 学校法人制度を定める**私立学校法**は、私立学校が主に寄附財産、授業料等によって設立・運営される特性に鑑み、運営の**自主性**を重視するとともに、幅広い意見の反映を通じた**公共性**の高揚を目的としている。
- これまでの**累次の法改正**により、時代の要請に合わせてガバナンスの強化が図られた一方、**令和元年改正**では施行後5年の検討規定が置かれるとともに、**国会附帯決議**や**閣議決定**により、不祥事防止のより実効性ある措置や、社会福祉法人・公益法人と同等のガバナンスを発揮するための改革の検討が要請されている。
- これまで「学校法人ガバナンス改革会議」等の**専門家による審議**を重ねた結果、理事に対する監督・けん制を重視し、評議員会を最高監督・議決機関に改めるなどの提言を得た一方、教育研究への影響などについて、**私学関係者から強い懸念**も寄せられている。

【累次の法改正等】

平成16年改正

- ・ 理事会の設置、外部役員の導入、監査報告書の制度化
- ・ 役員の選解任方法の寄附行為記載事項化
- ・ 評議員会による事業計画・実績への意見など

平成26年改正

- ・ 所轄庁による措置命令・解任勧告、報告検査など

令和元年改正

- ・ 特別利害関係理事の議決権排除、監事への報告義務
- ・ 監事による理事会の招集権、理事の行為の差止請求権
- ・ 評議員会による中期的な計画・役員報酬基準への意見
- ・ 施行後5年を目途とした施行状況の検討など

令和3年

- 3月「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」報告
- 12月「学校法人ガバナンス改革会議」報告

学校法人のガバナンス改革に係るこれまでの検討経緯②

学校教育法等の一部を改正する法律 附則（令和元年法律第11号）（抄）

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和元年5月16日参議院文教科学委員会

※衆議院もほぼ同内容。

- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、**理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止**するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における**監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保**し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その**選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずる**こと。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、**理事長の解職に関する規定の追加**を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

学校法人のガバナンスに関する有識者会議（令和2年1月～令和3年3月）

「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、令和元年度より開催。令和3年3月の提言では、特に大学を設置する法人を対象とし、学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について取りまとめ。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

手厚い税制優遇を受ける公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革^{（注）}につき、年内に結論を得、法制化を行う。

（注）経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）等を踏まえた社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮するためのガバナンス改革。

学校法人ガバナンス改革会議（令和3年7月～令和3年12月）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、新法人制度改革案や規模等に応じた取扱いについて検討を行い、令和3年12月に、制度改革に向けた改革案の全体像を取りまとめ。

学校法人制度改革特別委員会（令和4年1月～）

「私立学校ガバナンス改革に関する対応方針」（令和3年12月21日公表）に示された検討の方向性を踏まえつつ、学校法人の沿革や多様性にも配慮し、かつ、社会の要請にも応え得る、実効性ある改革を実現するため、私立学校関係団体の代表者及び有識者と協議し、丁寧な合意形成を図る。

財政制度等審議会における定員割れ校への支援見直しのご指摘等を踏まえ、令和元年度の私立大学等経常費補助金の配分について、一般補助については、1.教育条件・2.財政状況・3.情報公開・4.教育の質に係る項目のうち、以下について見直すとともに、特別補助についても減額措置等を導入。令和4年度以降も引き続きメリハリある配分を実施予定。

一般補助

補助金基準額に対するメリハリによる増減（令和3年度）

1. 教育条件に関すること

- | | |
|--------------------------|------------|
| ① 学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合 | 〔+4%～0%〕 |
| ② 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合 | 〔+9%～▲50%〕 |
| ③ 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数 | 〔+6%～▲16%〕 |

2. 財政状況に関すること

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ④ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合 | 〔+15%～▲45%〕 |
| ⑤ 教職員給与指数 | 〔0%～▲15%〕
<small>〔教員・職員それぞれ
0%～▲7.5%〕</small> |
| ⑥ 収入超過状況 | 〔0%～▲100%〕 |
| ⑦ 高額給与支給 | 〔0%～▲35%〕 |

3. 情報の公表の実施状況に関すること

- | | |
|----------------|-----------|
| ⑧ 教育研究上の基礎的な情報 | 〔0%～▲50%〕 |
| ⑨ 修学上の情報等 | 〔0%～▲50%〕 |
| ⑩ 財務情報 | 〔0%～▲50%〕 |

4. 教育の質に係る客観的指標に関すること

- | | |
|---|-----------|
| ⑪ 全学的チェック体制、教職員の質的向上等体制、カリキュラムマネジメント体制、学生の学び質保証体制 | 〔+6%～▲6%〕 |
|---|-----------|

①定員未充足校への減額強化

- 定員充足率90%未満の学校に対する収容定員充足率による減額の調整係数の強化

（減額率▲5%～▲50%から▲11%～▲50%）

②情報非公表校への減額強化

- 情報公開の状況に応じ、非公開の項目数に応じた減額の調整係数の強化

（減額率0%～▲15%から0%～▲50%）

③教育の質の客観的指標

- 増減率の調整によるメリハリ強化（増減率+2%～▲2%から+6%～▲6%）を行うとともに、新たに
①アウトカム指標の導入 ②実施状況の高い設問の見直し ③新規設問の設定。

経営に課題を抱える学校法人に対する取り組み

学校法人の義務
(私学法25条)
設置校の教育研究に必要な財産の保有

**経営指導の
充実の必要性**
18歳人口減少
グローバル化
産業構造等変化

「私立大学等の振興に関する検討会議「議論のまとめ」(H29(2017).5.15)」
「経済財政運営と改革の基本方針2018(H30(2018).6.15)」
「中教審「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(H30(2018).11.26)」
・各大学の一層の経営力強化が必要だが、経営困難法人が生ずることは不可避
・経営指導強化とともに、撤退含む早期の経営判断を促す指導が必要

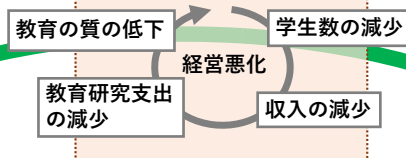
学校法人の責務の明示
(私学法24条)(R2(2020).4.1施行)
・自主的な運営基盤の強化
・設置校の教育の質の向上
・運営の透明性の確保

文部科学省

学校法人運営調査委員制度(S59年度～)

- ◆ 学校法人の健全な経営の確保を目的に、管理運営組織やその活動状況、財務状況等を調査し、必要な指導・助言を実施、改善状況を確認
- ◆ 委員は私立学校関係者、弁護士、公認会計士、マスコミ関係者等
- ◆ 特に経営状況が厳しいと認められる一部の学校法人に対して、経営改善計画の作成及び計画の実施状況の報告を求め、経営改善の進捗状況を把握
- ◆ 経営改善計画の作成には私学事業団による経営相談等の活用を勧め、進捗状況の確認は学校法人運営調査委員によるヒアリング等を活用し、必要な指導・助言を実施

学校法人



学校法人に対する一体的な 経営支援・指導

経営力強化に向けた環境整備

- 教学、人事、施設、財務等に関する事項について長期的ビジョンを踏まえた計画策定を義務化
- 学部単位での設置者変更を可能とする制度改善
- 合併等を検討する学校法人のマッチング(私学事業団による経営相談の一環)
- 地域連携プラットフォーム構築
- 大学等連携推進法人制度の創設

日本私立学校振興・共済事業団

経営相談・自己分析の促進

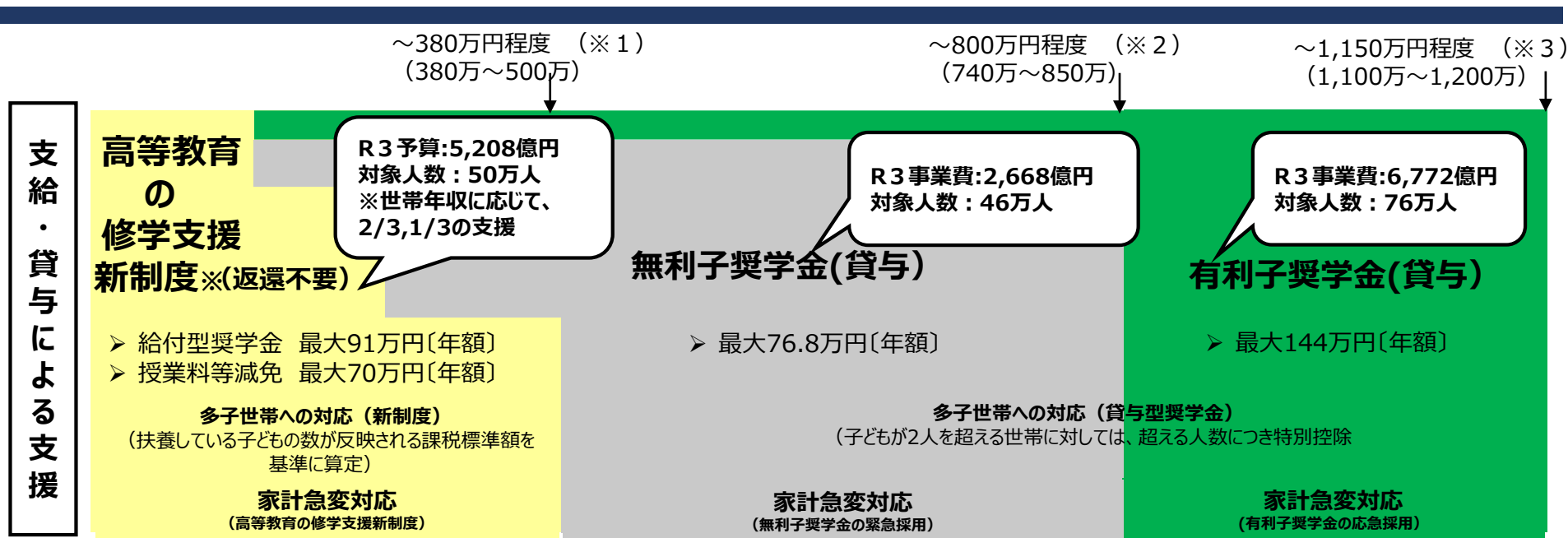
- 学校法人の要請に応じ、役員や教職員等からのヒアリングや経営上の問題点の分析等を実施し、改善策をアドバイス
- 学校法人がデータや分析資料を活用できるシステムを提供。さらに要望に応じた個別分析データも作成・提供
- 「経営改善のためのハンドブック」作成・提供
- 学校法人による経営状況の自己分析の一助となる「経営判断指標」を作成・提供。学校法人の本業である教育研究活動の収支状況と資産状況に着目し、支払不能の危険性の程度を段階わけ

経営指導の充実・強化(R元年度～)

- 新たに「経営指導強化指標※」を設定し、経営悪化傾向にある学校法人を一定の基準に基づき客観的に把握
※「「運用資産－外部負債」がマイナス」かつ「「経常収支差額」が3か年マイナス」
- 学校法人運営調査委員会において、経営指導強化指標を始め定員充足状況等を勘案し、集中的な経営指導を実施する学校法人を決定
- 私学事業団の経営相談を必須として経営改善計画を策定させ、3～5年を目安に経営改善実績を上げるよう、学校法人運営調査や進捗報告等を毎年行いながら、集中的な指導・助言を実施
- 経営改善できず支払不能等のリスクが確認された学校法人に対しては、対応方策を示した上での経営上の判断(募集停止や組織廃止等を含む)、及び、その方策の方向性の財務書類等への明記を求める指導通知を发出
- 学校法人が財務書類等へ記した対応方針を、文部科学省がまとめて公表する予定

②新たな時代に対応する学びの支援

奨学金制度の概要（学部生の全体像）



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公立大学かどうかや、自宅生・自宅外生か等によって異なる。

貸与型奨学金の返還支援

無利子に利率はなし	固定利率／変動利率 令和3年3月貸与終了者 〔利率固定: 0.268% 利率見直し: 0.004%〕
所得連動型返還制度（所得の9%）	有利子に所得連動型返還制度はなし
減額返還制度 (一定期間、当初割賦金額を2分の1あるいは3分の1に減額。 ※年収325万以下（給与所得者）などの場合に対象)	
返還期限猶予制度 ➤ 経済困難（年収300万円以下（給与所得者））等の理由により、通算10年の猶予が可能。	
返還免除制度 ➤ 死亡または精神若しくは身体の障害 ➤ 業績優秀者免除制度（大学院生かつ無利子）	
自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度 (32府県、423市町村で実施〔R2〕。多くは、3～5年間、当該自治体域内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援)	
企業が本人に代わって返還を行う支援（代理返還制度） (一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還（※）することで、本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。 ※R3.4より実施)	

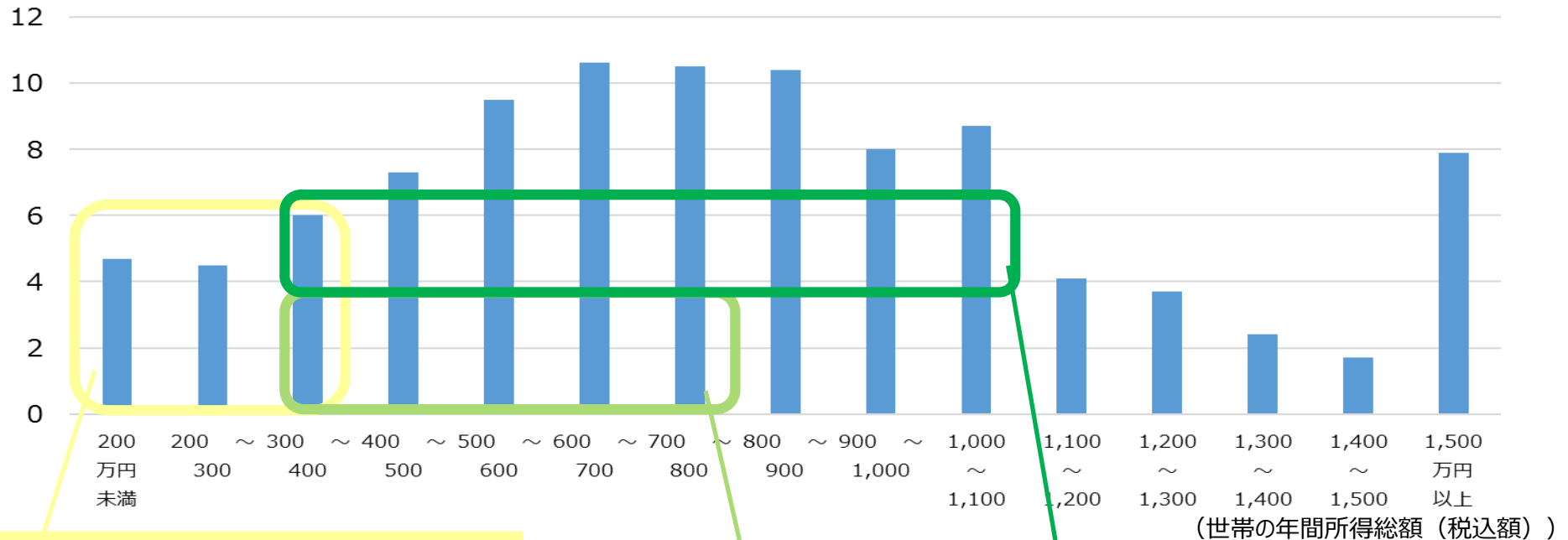
学生の経済的な状況について

全学生数のうち、約3～4割がJASSOの奨学金を活用。

また、民間の奨学金も含めると、奨学金制度を利用する学生の割合は、約半数。（※JASSO「平成30年度学生生活調査」）

所得別学生数（大学）の割合の推計と支援のイメージ

（単位：％）



高等教育の修学支援新制度※（給付）

R3予算：約50万人を対象

※R2実績：約27万人

～400万円未満の学生数に

占める利用率：約52％

（子どもの数、その他の条件により、実際に対象となる
年収は、個人によって異なる。）

※ 消費税率10％への引上げにより財源を確保し、令和2年
4月より実施。

無利子奨学金

R3予算：約46万人を対象

※R2実績：約44万人

～約800万円未満の学生数に

占める利用率：約24％

（子どもの数、その他条件により、実際に対象
となる年収は、個人によって異なる。）

有利子奨学金

R3予算：約76万人を対象

※R2実績：約71万人

～約1,100万円未満の学生数に

占める利用率：約26％

（子どもの数、その他条件により、実際に対象となる
年収は、個人によって異なる。）

学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像

学部 約261万人

大学院【修士課程】 約17.9万人

大学院【博士課程】 約7.5万人

特徴

- 貸与型奨学金により幅広くカバー
- 修学支援新制度を創設し、低所得世帯への手厚い対応を開始

- 貸与型奨学金により幅広くカバー
- 令和4年度において、優秀者返還免除制度の内定制導入や、授業料免除の予算を拡充

- 近年、若手研究者支援（研究力強化対応）の観点から、給付型の支援を充実

貸与型奨学金

貸与型奨学金

R3事業規模9,440億円、122万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育、海外留学を含む

- 有利子奨学金【世帯年収～1194万】
最大：144万/年(月12万)
- 無利子奨学金【世帯年収～851万】
最大：私学自宅外77万/年

貸与型奨学金

- 有利子奨学金【本人年収～536万】
最大：180万/年(月15万)
R3：54億円 約5,000人
- 無利子奨学金【本人年収～299万】
最大：106万/年(月8.8万)
R3：358億円 約41,000人

優秀者返還免除制度

- ※貸与終了者のうち3割が全免若しくは半免
- R3年度 70億円 6,370人（実績）

貸与型奨学金

- 有利子奨学金【本人年収～718万】
最大：180万/年(月15万)
R3：6億円 約500人
- 無利子奨学金【本人年収～340万】
最大：146万/年(月12.2万)
R3：73億円 約6,000人

優秀者返還免除制度

- ※貸与終了者のうち45%が全免若しくは半免
- R3年度 21億円 827人（実績）

授業料支援等

修学支援新制度

R3予算 4,804億円、50万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育を含む

【年収～380万円】

- 授業料等減免
最大：私学70万円/年

- 給付型奨学金
最大：私学自宅外91万円/年

※消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

各大学の授業料免除制度

（国立）R3 予算 85億円 約16,000人
※大学院分予算額を収容定員で案分
人数については、全額免除換算

（私立）R3 予算 7億円 約4,000人
※大学院分予算額を学生数で案分
人数は補助実績に基づく試算

各大学の授業料免除制度

（国立）R3 予算 41億円 約8,000人
※大学院分予算額を収容定員で案分
人数は全額免除換算

（私立）R3 予算 2億円 約1,000人
※大学院分予算額を学生数で案分
人数は補助実績に基づく試算

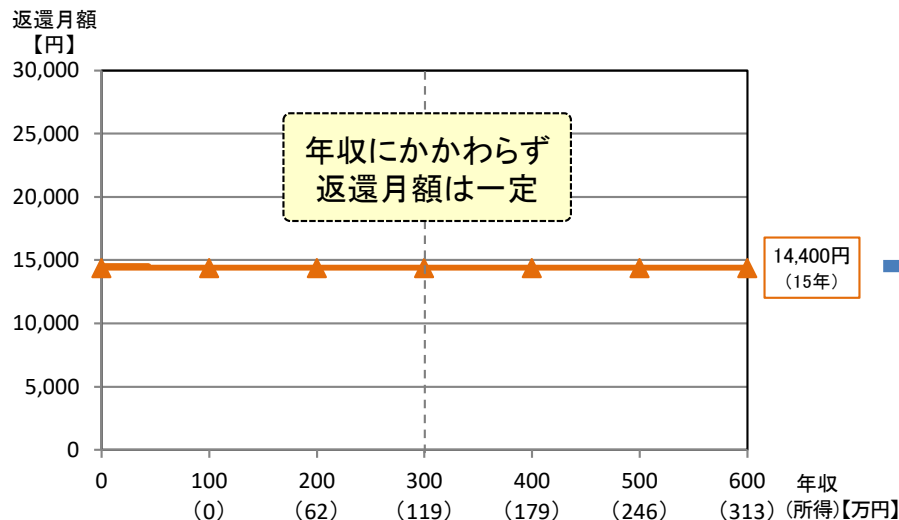
<若手研究者支援>

- 既に年180万円以上の公費等の支援を受給 約7,500人
・特別研究員(DC) (研究奨励金240万円を支援 + 科研費申請可能)
R3予算 104億円 等
- 新たな博士後期課程学生支援 約7,800人
・次世代研究者挑戦的研究プログラム
(生活費相当額180万円以上 + 研究費を支援)
R2 3次補正 200億円 等

無利子奨学金の所得連動返還方式のイメージ

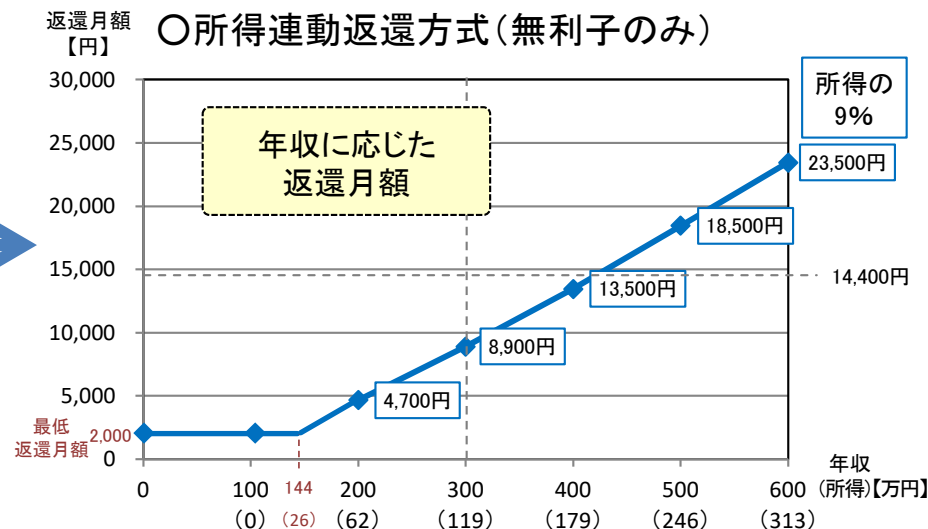
○無利子貸与型奨学金の返還負担を軽減する観点から、平成29年度より、定額返還方式に加えて、卒業後の所得に応じて一定割合を返還する仕組み（所得連動返還方式）を導入。

平成28年度以前

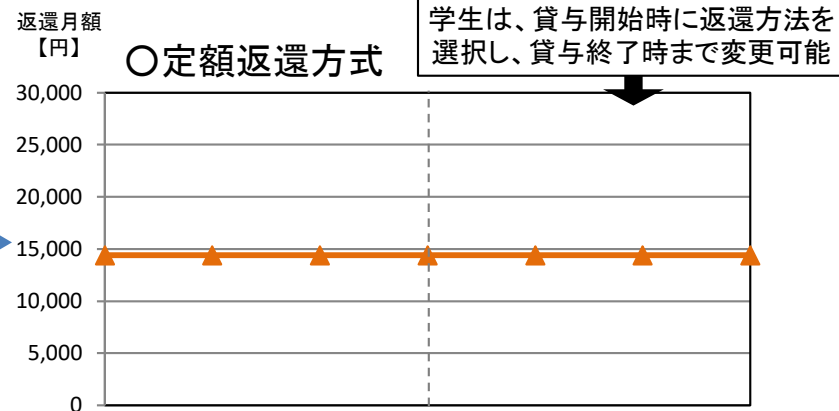


返還のモデルケースとして、無利子奨学金の
私立自宅生の貸与額(貸与総額259.2万円、
貸与月額5.4万円、貸与期間48月)を設定

平成29年度以降



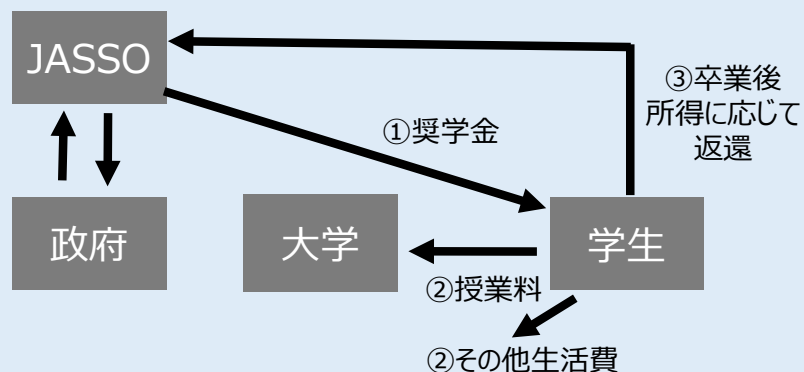
選択制



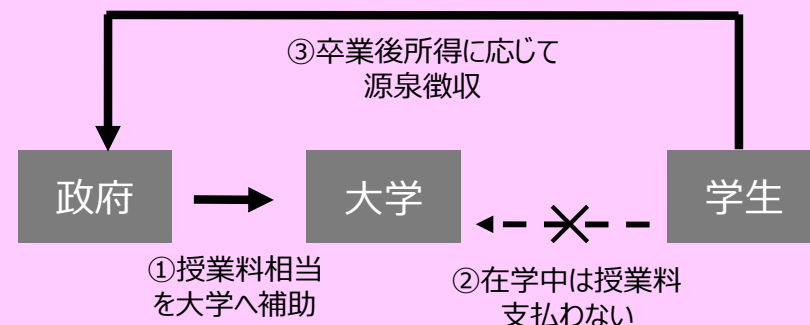
日本の無利子奨学金（所得連動返還方式）とオーストラリアの類似制度（HECS）の比較

	日本 無利子奨学金 所得連動返還方式	オーストラリア HECS
支援の形態	在学中の学生に、現金を貸与 授業料などの学費や生活費にあてる	在学中は授業料を徴収しない
対象	学力・経済状況の要件あり	希望者全員
返還／納付方法	卒業後の所得に応じて返還／納付 (日本は所得の9%、オーストラリアは所得の1～10%)	
導入時期背景	平成29(2017)年度～ 家庭からの給付の減少や卒業後の返還負担の重さ、若年者の雇用状況などを踏まえ導入 (奨学金事業自体は従前より貸与制)	1989年～ それまで無償であった大学教育に、利用者負担を導入することに伴う措置

日本の無利子奨学金（貸与）



豪 HECS

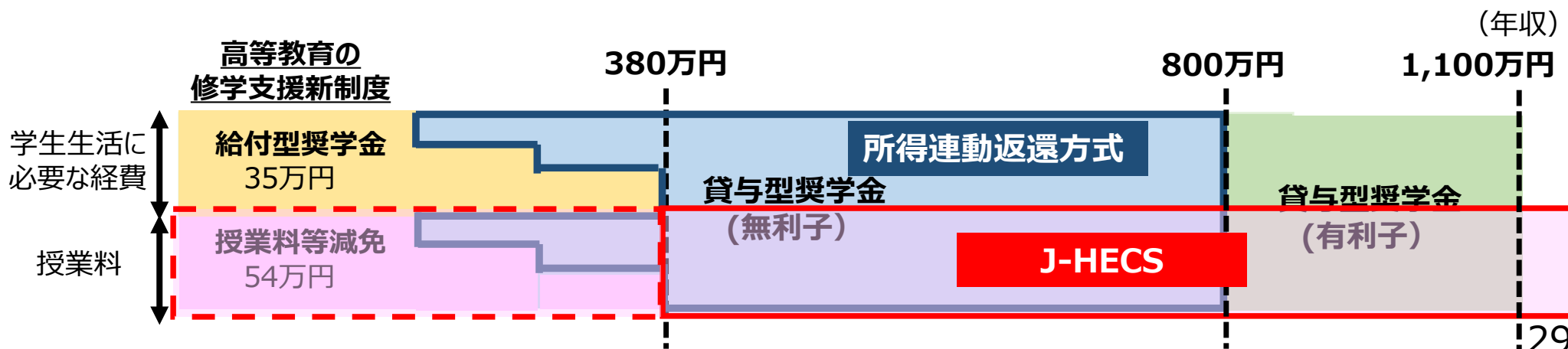


自民党・教育再生調査会 恒久的な教育財源に関する調査PT

「ポスト・コロナ時代の学生支援の在り方について【調査PTにおける議論の整理】」（令和2年12月）より

オーストラリアのHECSを参考に、所得連動型拠出金制度（仮称：J-HECS）の導入について議論

制度概要	授業料を 国が大学に立替払い (授業料後払い) 本人の所得に応じて納付
対象経費	授業料
対象者	親の 年収は制限なし 、選択制
返還スキーム	所得の9%、 ただし年収300万以上
返還免除年齢	65歳で免除
徴収方法	未定
保証料	特になし（ 回収不能分は国が負担 ）
親が低所得の場合の授業料の扱い	現行の新制度の授業料減免措置はJ-HECSに合わせて整理する（新制度の4年後見直しに向け議論）



③学び直し（リカレント教育）を促進するための 環境整備

リカレント教育の推進に関する関係省庁の施策

関係省庁において各施策を有機的に連携・充実し、リカレント教育を推進。 ※今年8月に関係省庁連絡会議を立上げ

我が国の競争力強化に向けた 機運の醸成・環境の整備

経済産業省

● デジタル・グリーン等の成長分野における 人材育成の推進

- ・地域のDX及び産業のDXの加速に向けたデジタル人材の育成・確保のためのプラットフォーム構築【地域デジタル人材育成・確保推進事業】
- ・デジタルスキル標準の整備
- ・専門的・実践的な教育訓練講座による高度な専門性の習得を通じたキャリアアップ・教育訓練給付制度(厚生労働省)との連携【リスク講座（第四次産業革命スキル習得講座認定制度）】

● 価値創出の源泉である人材力の強化

- ・先端分野で求められる高度な専門性を有する研究開発人材の育成【高等教育機関における共同講座創造支援補助金】
- ・新規事業創造につながる創造性リカレント教育【大企業等人材による新規事業創造促進事業】

職業能力開発、環境整備のための支援

厚生労働省

● 企業（在職者）に対する支援

- ・企業が雇用する労働者に対して職業訓練を実施した場合の、訓練経費等の助成【人材開発支援助成金】
- ・企業が教育訓練休暇制度を導入した場合の助成【人材開発支援助成金】
- ・民間の教育訓練機関等による、企業の実情に応じたオーダーメイドの在職者向け訓練の提供【生産性向上支援訓練】

● 労働者の主体的な学び・学び直しに対する支援

- ・労働者が主体的に学び・学び直しに取り組み、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合の受講費用の一部の給付【教育訓練給付制度】

実践的な能力・スキルの習得のための大学・専門学校 等を活用したリカレント教育プログラムの充実

文部科学省

● 大学等における「リカレントプログラム」の開発・拡充に向けた支援

- ・産学連携による実践的なプログラム開発支援（短期、オンライン等含む）
- ・就職・転職に繋がるリテラシー・リスクレベルのプログラム開発・実施【DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業】
- ・リカレント教育推進のための専門人材の育成【持続的な産学共同人材育成システム構築事業】
- ・社会人・企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムに対する大臣認定の促進・教育訓練給付制度(厚生労働省)との連携（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）等

● リカレント教育推進のための学習基盤の整備

- ・社会人向け講座情報へのアクセス改善・学習歴の可視化【社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究】等
- ・リカレントプログラム開発・実施に向けたガイドラインの策定・横展開【大学等におけるリカレント講座の持続可能な運営モデルの構築】
- ・女性のキャリアアップに向けた学び直しとキャリア形成の一体的支援【女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業】

● 離職者に対する支援

- ・民間の教育訓練機関等による、離職者向け無料の職業訓練の提供【公共職業訓練・求職者支援訓練】

● キャリア形成支援

- ・キャリアコンサルティングを受けられる環境整備の促進のため、労働者に対するキャリアコンサルティングの実施、企業に対するキャリアコンサルティングの導入支援【キャリア形成サポートセンター事業】 等

○ 人材開発をめぐる主な課題

（１）デジタル化（DX）等の急速な進展、（２）非正規雇用労働者のキャリアアップ、（３）リスキリング・リカレント教育 等

- ⇒ ・企業主導型の教育訓練の強化とともに、労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進が重要
・公的職業訓練の強化、精度向上が必要

○ 外部労働市場及び内部労働市場の双方における「関係者の協働」によって、個人、企業、さらには経済社会の成長につながる自律的・主体的かつ継続的な「学びの好循環」を、以下の①～③のプロセスを通じて実現していく。

「学びの好循環」
のプロセス

- ① 職務に必要な能力やスキル等の明確化、学びの目標の共有
- ② 職務に必要な能力等を習得するための効果的な教育訓練プログラム等の提供
- ③ 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しを後押しするための支援策の展開

労働市場全体における人材開発の促進

<地域ごとの協議会の設置>

- 労使、教育訓練機関、労働局、都道府県、民間職業仲介機関等の関係者間で次の事項を協議する場を法定化
 - ・地域の人材ニーズに係る共通認識とそれに適した訓練コースの設定
 - ・訓練受講者等の個別の状況を踏まえた検証、見直し
 - ・訓練受講者に対するキャリアコンサルティングの促進や就職促進

<キャリアコンサルティングの推進>

- 企業による節目ごとのキャリアコンサルティングの実施や、国によるキャリアコンサルティング機会の確保など関係者の責務規定を整備

企業内における人材開発の促進

<ガイドラインの策定>

- 企業内における労働者の主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進に向けて、今後、
 - ・基本的な考え方
 - ・労使が取り組むべき事項
(例：求められる能力・スキル等や学びの目標の明確化・共有、学習メニューの提供、時間面や費用面での配慮、キャリアコンサルティング など)
 - ・国等の支援策等を体系的に示すガイドラインを策定。

必要な法的整備を検討（職業能力開発促進法の改正）

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、
リカレントガイドライン（仮称）の策定を求められている

教育訓練給付の概要（厚生労働省）

労働者が、主体的に厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する 教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期の キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の 促進に資する教育訓練を対象＞
給付 内容	受講費用の 50% （上限 年間40万円 ） を6か月ごとに支給 ※訓練修了後1年以内に、資格取得等し就職等した場 合には、受講費用の 20% （上限 年間16万円 ）を追 加支給。	受講費用の 40% （上限 20万円 ）	受講費用の 20% （上限 10万円 ）
支給 要件	在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 （初回の場合は2年以上）	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 （初回の場合は1年以上）	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 （初回の場合は1年以上）
講座 数	2,584講座（2021年10月時点）	484講座（2021年10月時点）	11,177講座（2021年10月時点）
受給 者数	29,404人（2020年度実績） ／100,846人（制度開始～2020年度）	1,647人（2020年度実績）	89,011人（2020年度実績）
対象 講座 指定 要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ類型ごとの講座 レベル要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養 成施設の課程 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プ ログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目 標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ類型ごと の講座レベル要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置 資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこ れらの資格の取得を訓練目標とする課程 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資 格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及び キャリア形成促進プログラム 文部科学省連携	次のいずれかの類型に該当する 教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しく は博士の学位等の取得を訓練 目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確で あり、訓練効果の客観的な測 定が可能なもの（民間職業資 格の取得を訓練目標とするも の等）

- 成長と分配の好循環の実現に向けて、企業が得た利益を従業員に還元するよう賃上げを促進することが重要であり、このために必要な措置を大胆に講じる。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】 ※令和3年12月の政府決定時点のものであり、今後の国会審議を踏まえて変更となる場合あり。

- ✓ **継続雇用者の給与**（給与等支給総額）が**前年度比3%以上増加**した場合に、**雇用者全体の賃上げ額**（給与増加額）の**15%を税額控除**。また、**前年度比4%以上増加**した場合には、**25%の税額控除**。
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が5%上乗せとなり、**最大30%の税額控除**。

【賃上げ要件】

継続雇用者※1の給与等支給総額が

前年度比**4%以上増加**

⇒ 給与増加額の**25%税額控除※2**

or

継続雇用者※1の給与等支給総額が

前年度比**3%以上増加**

⇒ 給与増加額の**15%税額控除※2**

ただし、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の企業については、**従業員や取引先などのマルチステークホルダーへの配慮についての方針（賃上げに関するものも含む）の公表**が必要



【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が

前年度比**20%以上増加**

⇒ **さらに税額控除率を5%上乗せ※2**

- ※1 継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。
- ※2 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

中小企業向け賃上げ促進税制（所得税・法人税・法人住民税）

- 「成長と分配の好循環」に向けて、中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げや人材投資を促すことが必要。
- 一人一人の賃上げや雇用の確保により給与総額を増加させる中小企業を支援。特に、より大幅な賃上げや人的投資を行う企業については、大胆な税額控除を適用。

改正概要

【適用期限：令和5年度末まで】 ※令和3年12月の政府決定時点のものであり、今後の国会審議を踏まえて変更となる場合あり。

- ✓ **雇用者全体の給与（給与等支給総額）が前年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%を税額控除。**また、**前年度比2.5%以上増加した場合には、30%の税額控除。**
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除。**

【賃上げ要件】

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**2.5%以上**
⇒ 給与増加額の**30%税額控除※**

or

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**1.5%以上**
⇒ 給与増加額の**15%税額控除※**



【上乗せ要件：人的投資】

教育訓練費が
前年度比**10%以上増加**
⇒ **さらに税額控除率を10%上乗せ※**

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

設立の趣旨・目的

- 放送大学学園は、放送大学を設置し、放送による授業や、全国各地の学習者の身近な場所における面接による授業、インターネットの利用における授業等を行うことを目的としています。
- 放送大学は学士・修士・博士後期課程を設置し、幅広い年齢層に、多様な分野の教養教育やリカレント教育の機会を提供しています。

全都道府県に57の学習センター等

学習センターの役割

面接授業の開講 単位認定試験
放送授業の再視聴 学習相談
ゼミ・勉強会の開催 各地域での広報活動 等

面接授業 1,308科目/年[令和2年度]
(3,032科目/年[令和元年度])
公開講演会 321回/年[令和2年度]
(635回/年[令和元年度])

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年に比べて面接授業や公開講演会の実施数が減少した。

テレビ・ラジオ・オンラインで学べる

テレビ科目 165科目
ラジオ科目 179科目
オンライン科目 72科目 [令和3年度第2学期]

BS デジタル 231Ch. ラジオ 232Ch. インターネット 531Ch. radiko.jp (ラジコ)

※テレビ科目・ラジオ科目も、学生向けにインターネット配信を実施9%

学びやすい授業料

卒業に必要な経費まで

学生納付金

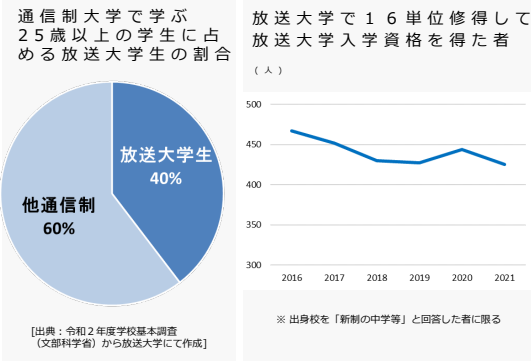
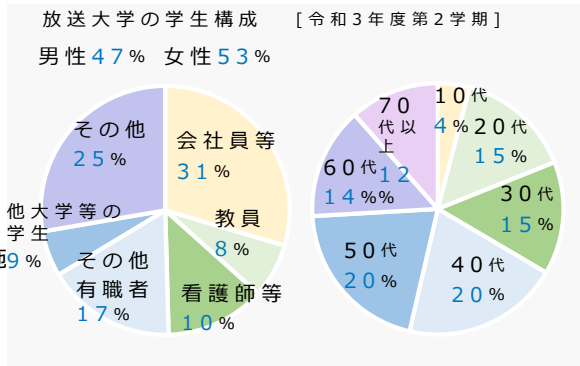
	放送大学	国立(標準額)
学部	約70万円	約214万円
修士課程	約50万円	約107万円
博士後期課程	約140万円	約160万円

(円)

学部	入学科	授業料
全科履修生	24,000	1単位 5,500
選科履修生	9,000	
科目履修生	7,000	

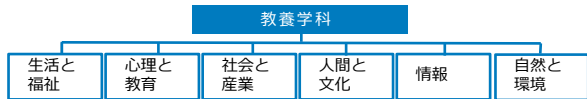
研究科	検定料	入学科	授業料	研究指導料
修士全科生	30,000	48,000	1単位 11,000	1年間 88,000
修士選科生	—	18,000		—
修士科目生	—	14,000		
博士全科生	30,000	48,000	1単位 44,000	1年間 352,000

多様な人に大学教育を提供

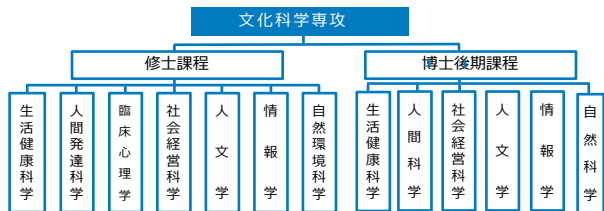


学部・大学院

教養学部
1学科6コース



大学院文化科学研究科
1専攻 修士課程：7プログラム、博士後期課程：6プログラム



学生数

在学者数合計 88,922人
学部 84,751人
修士課程 4,107人
博士課程 64人

[令和3年度第2学期]



〔放送大学シンボルマーク〕

- 様々な地域に住む、幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学ぶことができる高等教育機関。BS放送（テレビ・ラジオ）、インターネットで400科目以上の授業科目を開設。
- 遠隔教育の先駆者として、コロナ禍における学びの継続のため、他大学にも学習コンテンツを提供。
- 対面でのより深い学び、学生同士の交流の場として、全ての都道府県（全国57箇所）に学習拠点を設置。各地域で特徴のある面接授業（スクーリング）を開講。
- 社会人を中心に約9万人の学生が在籍し、リカレント教育の推進に寄与。



令和4年度予算額（案） 7,389,296千円

〔放送大学学園補助金〕

支出	13,594,517千円 (14,252,461千円)
収入	
自己収入	6,205,221千円 (6,865,999千円)
国庫補助金	7,389,296千円 (7,386,462千円)

◆参考：令和3年度補正予算額：967,977千円

- ・放送大学学園補助金 69,420千円
- ・放送大学学園施設整備費補助金 898,557千円

◆経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日：閣議決定）【抜粋】

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2.（3）デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策

全国の大学・高等専門学校・専門学校等において数理・データサイエンス・AI教育の充実や、デジタル関連学部や修士・博士課程プログラムの拡充・再編を図ることとし、モデルカリキュラムの普及、国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、ダブルメジャー等を推進する。

5.（5）多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実
年代・目的に応じた効果的な人材育成に向け、財源の在り方も含め検討し、リカレント教育を抜本的に強化する。

◆AI戦略2021（令和3年6月11日決定）【抜粋】

Ⅱ. 未来への基盤作り：教育改革と研究開発体制の再構築 Ⅱ-1 教育改革

社会人に対するリテラシー教育については、人々の生活スタイルの変化やDXの推進に伴い、リカレント教育の需要は高まっていると考えられ、こうした取組への強化が必要である。

主な要求事項

1. 数理・データサイエンス・AI人材の育成

〔100百万円〕

- 企業等で活躍する社会人向けに需要のある「エキスパートレベル」の人材育成のための学修コンテンツを制作
- 世代間の学習状況のギャップに対応した、社会人向けの効果的なリカレント教育プログラム（リテラシーレベル）を制作

2. DXによる教育システムの高度化等〔56百万円〕

◆単位認定試験におけるIBT※の導入 ※IBT(Internet Based Testing)

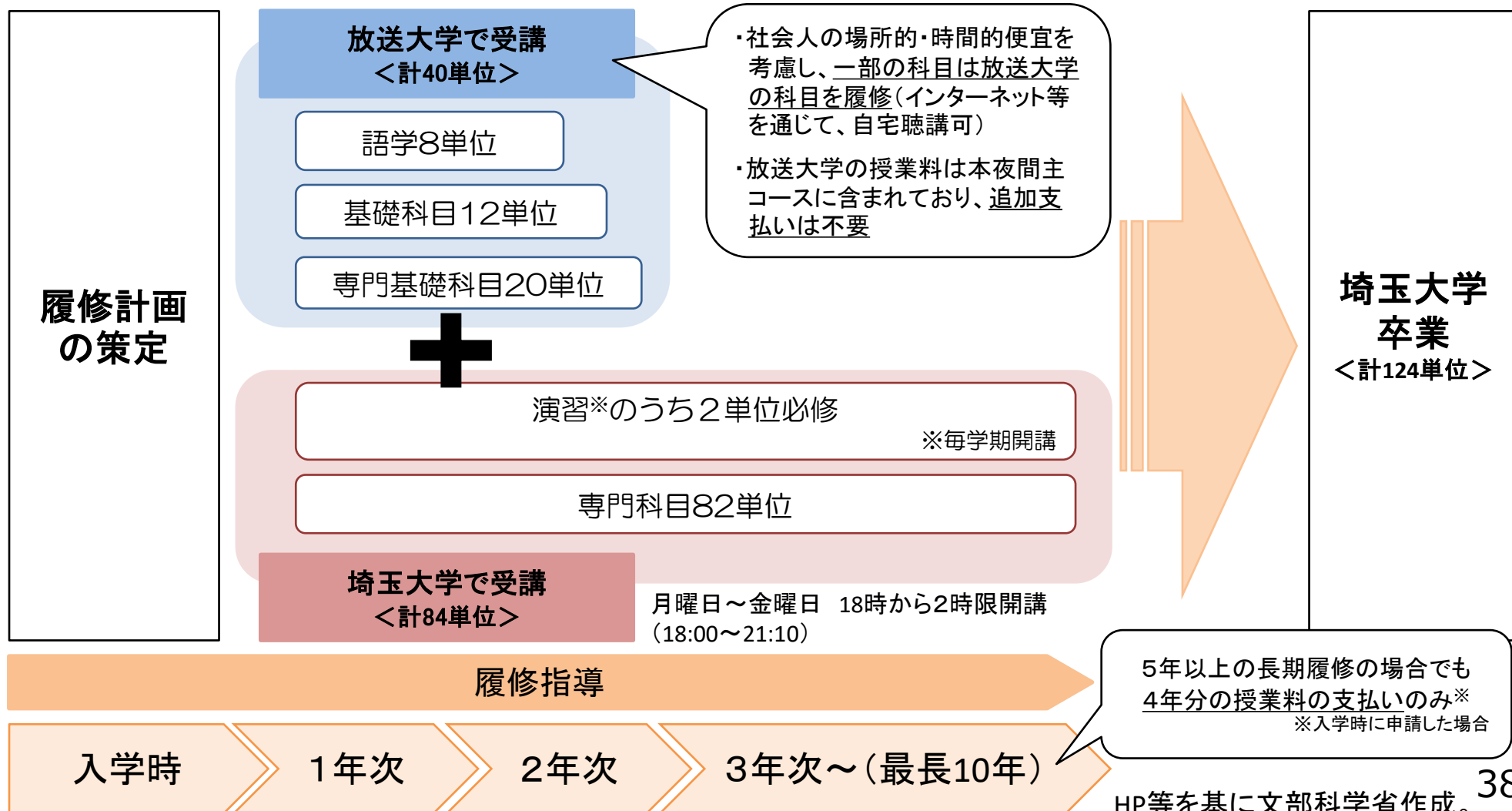
- 学習センターで実施している単位認定試験についてIBTを導入し、学生は自由な時間に自宅のパソコン等からシステムにログインし、AIによる監視の下で受験が可能。

◆DX・LAによる教育システム等の高度化推進 ※LA(Learning Analytics)

- 蓄積された学習ログ・データについて、他大学やJMOOC等と連携して分析を行い、効果的な補助教材、学習ツール等を開発・提供
- 「メディア教育研究開発センター（仮称）」において、学習ツールや授業配信、IBT等のシステムを搭載したプラットフォームを構築

埼玉大学経済学部夜間主コースについて

- ・時間をかけてもきちんと勉学したいという「社会人の学び直し」のニーズに応える場として平成27年度より開始。
(令和2年度入学者15名、令和3年度入学者15名)
- ・入学時に個々の学生の事情に応じた「履修計画」を立て、最長10年までの「長期履修制度」や放送大学での単位履修制度を活用することによって、社会人が十分な学修時間を確保しつつ学び直すことが可能。



DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のための リカレント教育推進事業（文部科学省）

令和3年度補正予算額 15.5億円

目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、就業者・失業者・非正規雇用労働者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に就職・転職支援に向けた社会のニーズに合ったプログラムを実施する。
- 大学・専門学校等が労働局、企業等産業界と連携して教育プログラムを提供するとともに就職・転職等労働移動の支援も実施する。また、成長分野を中心に、就職に必要なリテラシーレベル、就業者のキャリアアップを目的としたリスキングに向けたプログラムを実施する。

事業イメージ

I.DX分野リテラシープログラムの開発・実施（大学・専門学校等）

【2,500万円×25拠点＝6.3億】

II.DX分野等リススキルプログラムの開発・実施（主に大学等）

【5,000万円×10拠点＝5.0億円】

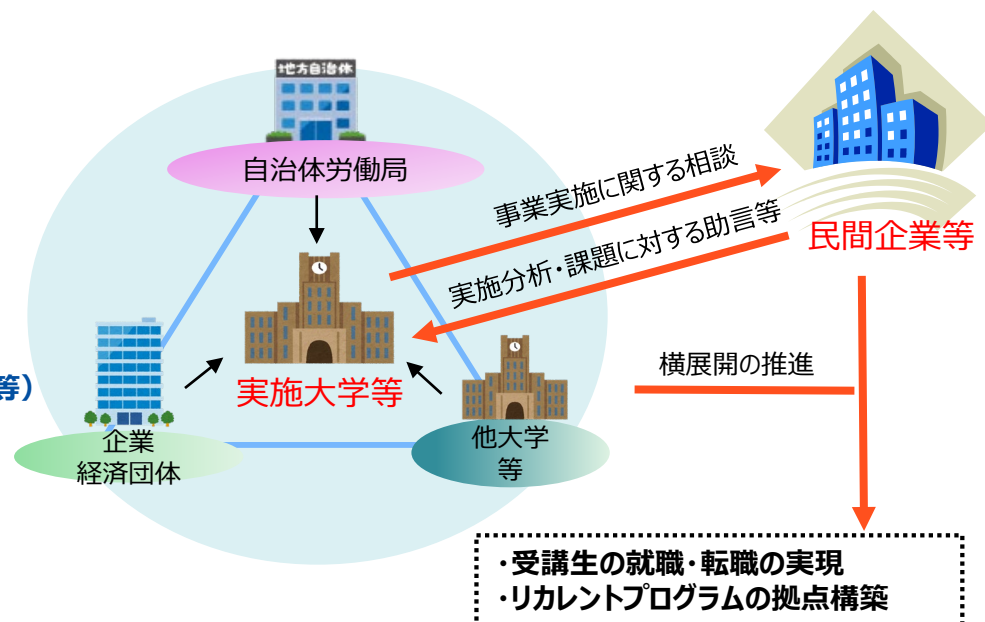
III.重要分野のリカレントプログラムの開発・実施（大学・専門学校等）

（グリーン、医療・介護、地方創生、女性活躍、起業、イノベーション喚起等）

【1,500万円×25拠点＝3.8億円】

IV.プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取組

【5,000万円×1拠点（民間企業等）＝0.5億円】



成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）

Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業



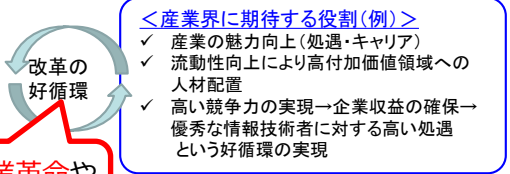
成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)

令和3年度予算額 110百万円（令和2年度予算額 686百万円）

- 背景**
- サイバーセキュリティ、IoT、ビッグデータ、人工知能、組込みシステムなど、情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することのできる人材の育成は急務であり、我が国の極めて重要な課題
 - 今後のIT需要の拡大にもかかわらず、労働人口の減少から、**IT人材不足が今後一層深刻化する可能性が高い**
- （例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導くためにもセキュリティ技術者等の高度のIT技術者の育成は不可欠
Society5.0を実現するためには、ビッグデータ、人工知能等の情報技術の利活用が重要な鍵を握る
また、長期的視点からも、学部教育でのアクティブラーニングの推進や、大学における社会人学び直し機能の強化は喫緊の課題

高等教育機関の役割

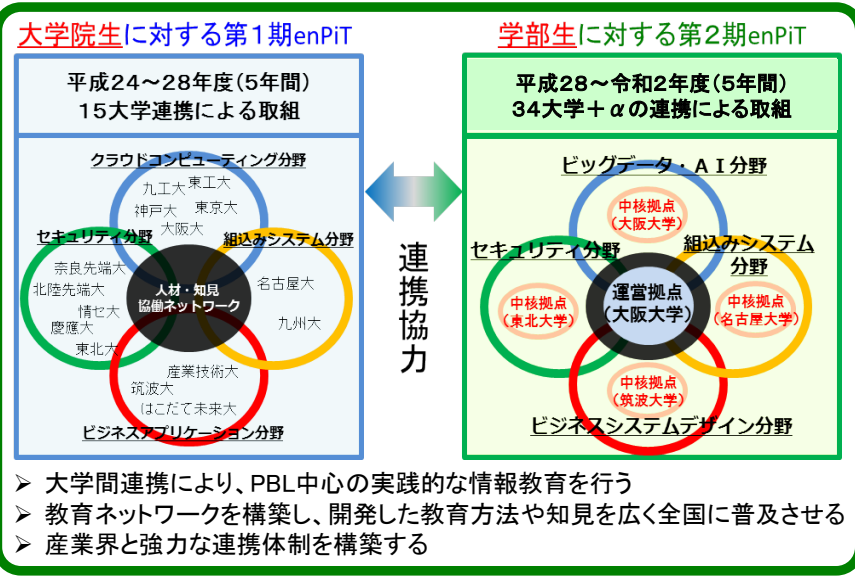
- 学生に対する実践的教育の推進**：大学教育改革により、質の高い情報技術人材を多く輩出すること
- 社会人学び直しの推進**：個々の情報技術人材の生産性を高めるための学び直しに貢献すること



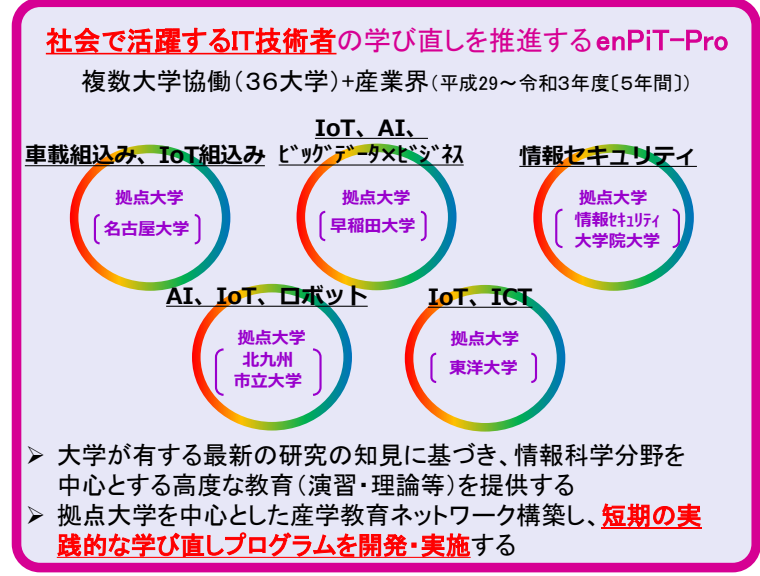
enPiTの概要 Education Network for Practical Information Technologies（エンピット）

産学連携による課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育の推進により、大学における情報技術人材の育成機能強化を目指す取組

① 学生に対する実践的教育の推進



② 社会人学び直しの推進



大学による地方創生人材教育プログラム構築事業

(Center Of Community + Regional revitalization)

(COC+R)

令和4年度予算額（案） 220百万円
（前年度予算額） 226百万円



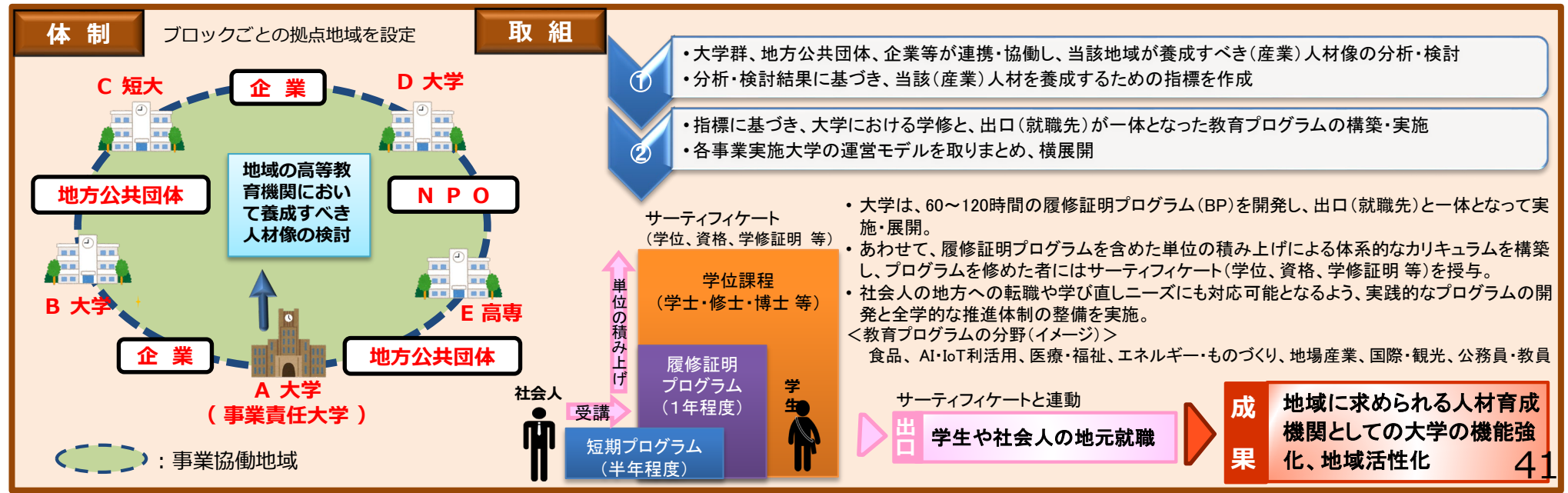
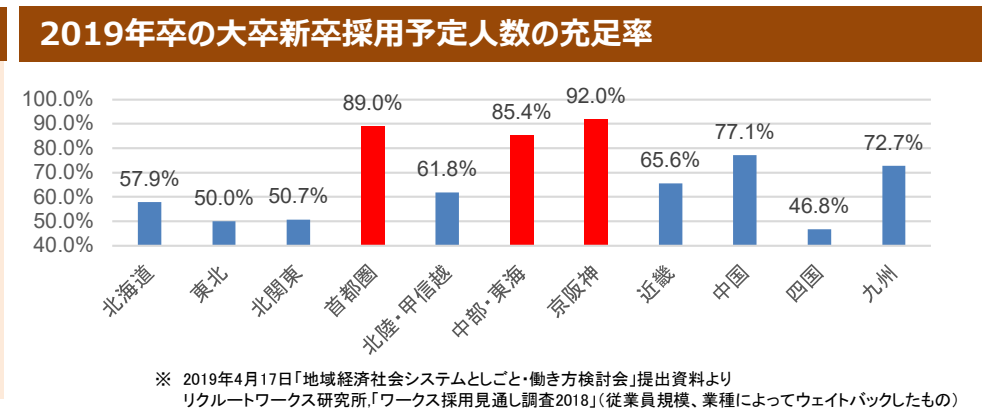
【背景・課題】

- 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。
- 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

事業概要

- 事業責任大学を中心に、大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。
- 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。

— 事業期間：最大5年間（令和2年度～令和6年度）
— 実施件数：4件（令和2年度選定分を継続実施）



「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」の運営（経済産業省）

- IT・データサイエンス等を中心とした専門性・実践性の高い教育訓練講座を、経済産業大臣が認定する制度。2017年度に創設された。全ての授業をeラーニングで行う講座も認定対象。
- 令和3年11月時点で、116講座を認定。

認定対象分野

① IT分野

- AI、IoT、クラウド、データサイエンス 等 … 将来成長が見込める新技術・システムの習得。
※ デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む
- 高度なセキュリティ 等 … 必須スキルの習得。

② IT利活用分野

- 自動車分野のモデルベース開発、自動運転関連の知識・技術 等
… 製造業等のITによる高度化対応。

講座の特徴

- ✓ 民間事業者による講座、資格とヒモ付かない講座、120時間以下の授業時間の講座も対象
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
- ✓ 審査、試験等により訓練の成果を評価
- ✓ 社会人が受けやすい工夫(eラーニング等)

第4次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する厚生労働省との連携（経済産業省）

- 経産大臣認定講座のうち一定の基準を満たし厚生労働大臣の指定を受けた講座については、専門実践教育訓練給付金の対象として、受講費用の最大7割を支給（＝受講者への支援）。
- 全ての経産大臣認定講座を人材開発支援助成金の対象とし、受講費用や訓練期間中の賃金の一部を助成（＝企業への支援）。

受講者のみなさま

専門実践教育訓練給付金の支給

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給します。

※ なお、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職中のうち一定の要件を満たす方に対しては、基本手当日額の80%が訓練受講中に2か月ごとに支給されます（令和3年度末まで）

給付の内容

- 受講費用の50%（上限年間40万円）が6か月ごとに支給されます。
- さらに受講を修了した後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加で支給します。

企業のみなさま

人材開発支援助成金の支給

- 従業員に専門実践教育訓練を受講させ、または受講を支援する場合に、人材開発支援助成金により、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について助成金が受けられます。

助成額／助成率

- 人材開発支援助成金特定訓練コース 経費助成
：45%（30%）
賃金助成：760円（380円）
1人1時間あたり

※括弧内は、中小企業以外の助成額・助成率

※「第四次産業革命スキル習得講座」については、令和3年度より、専門実践教育訓練として、厚生労働大臣の指定を受けた講座等でなくても、人材開発支援助成金の特定訓練コース（労働生産向上訓練）の対象としています。

「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」の開設・運営（経済産業省）

- これまでデジタルスキルを学ぶ機会がなかった方にも、新たな学習を始めるきっかけを得ていただけるよう、誰でも無料でデジタルスキルを学べるオンライン講座を紹介するポータルサイト。
- 令和3年10月時点で、掲載コンテンツは102講座。



掲載コンテンツの例

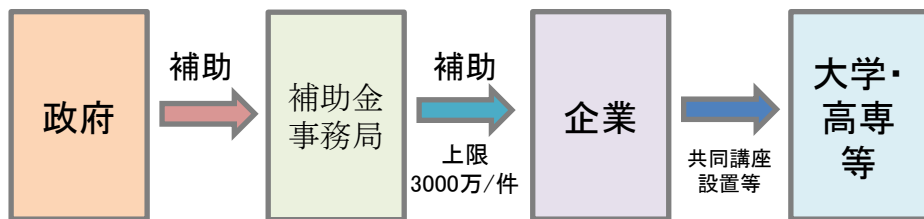
- | | |
|------------------------|-----------------|
| ● 「はじめてのAI」 | グーグル合同会社 |
| ● 「機械学習のためのPython入門講座」 | スキルアップAI株式会社 |
| ● 「DX推進のためのAIビジネス入門」 | 株式会社AVILEN |
| ● 「G検定試験対策・体験コース」 | 株式会社zero to one |
| ● 「Python入門(アイデミー)」 | 株式会社アイデミー |
| ● 「作って学べるAI入門」 | 株式会社アビスト |

「高等教育機関における共同講座創造支援補助金」について（経済産業省）

- デジタル、グリーン等の急激な産業構造の変化に対応する、高度な専門性を有する研究開発人材の育成が急務となっていることから、大学・高専等の高等教育機関において、企業が共同講座を設置したり、自社の人材育成に資するためのコース・学科等を設置する場合、当該費用の補助を行い、成長分野の人材育成の加速化を図る。

補助金の概要・スキーム

- ✓ 総額 3.6億円
- ✓ 補助率 1/2
- ✓ 上限 3千万円/件



支援したい取組のイメージ

「ダイキン東大ラボ」



- ダイキン工業では、東京大学と「産学協創協定」を結び、「ダイキン東大ラボ」を設置。協定期間は2018年から10年間、出資金は100億規模を予定。
- 取組の一環として、理学部物理学科・知の物理学研究センターに寄付講座を設置（5年間）。
- このほか、20弱程度の連携事業（寄付講座や共同研究、海外インターンシップやベンチャー支援）を実施予定。

総務省における主なデジタル人材育成・就労支援施策

社会におけるデジタル人材育成

- ・異能（INNO）vationプログラム（破壊的なICTイノベーションに挑戦する人材）
- ・データサイエンス・オンライン講座
- ・高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進（オンライン行政手続き等に関する助言・相談対応）

企業のデジタル人材育成・確保支援

- ・統計リテラシー向上セミナー（民間企業対象）
- ・地域におけるIoTセキュリティ人材の育成
- ・サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤（NICT）
- ・ナショナルサイバートレーニングセンターの強化（NICT）

地方創生と公的分野のデジタル人材の育成

- ・市町村のデジタル人材確保支援（CIO補佐官等経費支援）
- ・市町村の外部デジタル人材の募集情報の周知等
- ・地域情報化アドバイザー派遣事業
- ・統計人材の育成（国家公務員、地方公務員）

Inno 異能vation プログラム（総務省）

○ ポストコロナ時代における世界的な産業・社会変革が起きる中、人工知能には予想もつかない破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、破壊的ICTイノベーションの種となるスタートアップ前の優れた技術やアイデア等を発掘し、奇想天外でアンビシャスなICT課題への挑戦とその地球展開を支援。

○ **民・地域・グローバルと連携し、多様なデジタル人材を発掘・育成すると共に地球規模産業支援までのエコシステムを推進。**



総務省 予算額：令和3年度当初 3.3億円

委託

受託機関

我が国発の破壊的なICTイノベーションに挑戦する雰囲気醸成

公募

・応募要件：地球上において個別連絡先が存在する方
(年齢・国籍・居住地不問)、自薦・他薦

・応募言語：日本語・英語・タイ語・インドネシア語による応募

・評価：SVの経験に基づく直感により評価（破壊的イノベーションを起こすような課題は、既存の価値や評価基準で測ることができないため）

挑戦

・支援額：300万円（上限）
・期間：1年間（上限）
・挑戦に専念できる環境を整備

卒業

卒業生＜異能β＞
国際的な発信や展開・
知財保護等を支援

過去の応募者は5～89歳、40カ国 ← 多種多様な人材を対象としている

破壊的なICTイノベーションに挑戦する雰囲気醸成する裾野の拡大

官・民・地域・グローバル連携による異能vationネットワーク

拠点が
広報・応募

地域とグローバルの
ネットワーク拠点
56ヶ所

ジェネレーションアワード
(協力協賛企業による表彰)
ノミネート223件
受賞33件

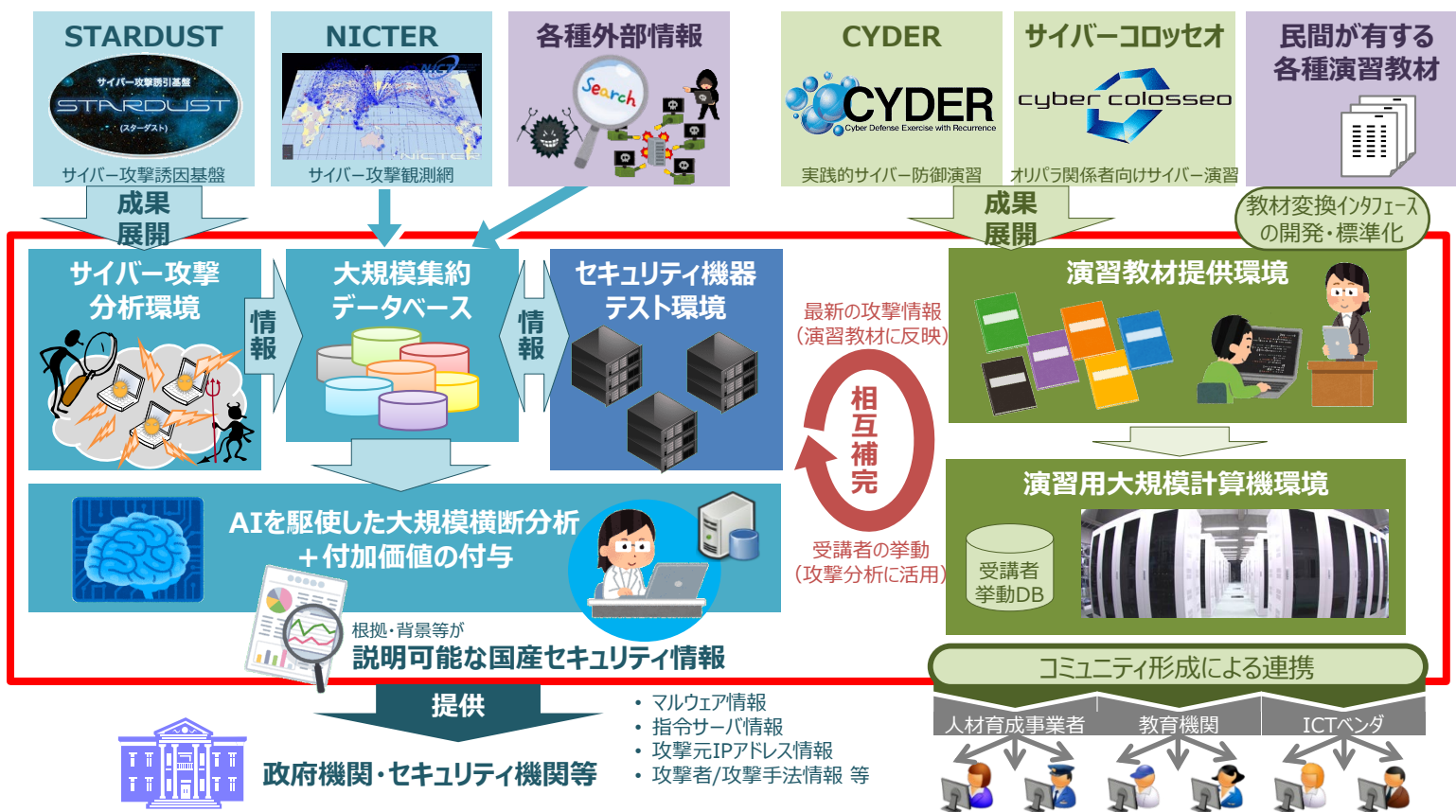
協力協賛企業
202団体
グランドチャレンジ
(賞金総額約1.2億円)

民間からの
スタートアップ
支援に移行



サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の構築（総務省）

- サイバーセキュリティ情報を国内で収集・蓄積・分析・提供するとともに、社会全体でサイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤をNICTに構築し、産学の結節点として開放することで、サイバーセキュリティ対応能力の向上を図る。



次のとおり活用可能な基盤をNICTに構築。

➤ 国産セキュリティ情報の収集・蓄積・分析・提供

幅広くサイバーセキュリティ情報を収集・蓄積し、AIを駆使して横断的に分析することで、高信頼で即時的なセキュリティ情報を生成し、政府・セキュリティ機関等に提供。

➤ セキュリティ機器テスト環境

セキュリティ製品・サービスの開発を推進するため、最新のサイバー攻撃情報を活用し、その対応状況をセキュリティ事業者がテストできる環境を提供。

➤ 高度解析人材の育成

収集したセキュリティ情報を活用し高度なサイバー攻撃を迅速に検知・分析できる卓越した人材を育成。

➤ 人材育成のための基盤提供

NICTが有する人材育成に関する環境・知見を民間・教育機関等に開放し、自律的な人材育成を推進。

ナショナルサイバートレーニングセンターの強化（総務省）

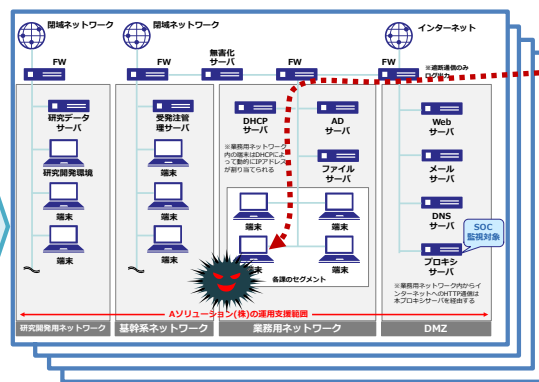
（実践的サイバー防御演習(CYDER)） CYDER: CYber Defense Exercise with Recurrence

- 総務省は、情報通信研究機構(NICT)を通じ、国の機関、指定法人、独立行政法人、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした体験型の実践的サイバー防御演習(CYDER)を実施。
- 受講者は、チーム単位で演習に参加。組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、実機の手操作を伴って、外部のセキュリティ事業者の支援を受けることを前提としてサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験。
- 全都道府県において、年間100回・計3,000名規模で実施。 参加申込 → <https://cyder.nict.go.jp>
※2017年度：100回・3,009名／2018年度：107回・2,666名／2019年度：105回・3,090名／2020年度：106回・2,648名

演習のイメージ

我が国唯一の情報通信に関する公的研究機関であるNICTが有する最新のサイバー攻撃情報を活用し、実際に起こりうるサイバー攻撃事例を再現した最新の演習シナリオを用意。

北陸StarBED技術センターの大規模高性能サーバ群を活用



擬似
攻撃者

企業・自治体の社内LANや端末を再現した環境で演習を実施

受講チームごとに独立した演習環境を構築



演習模様
専門指導員
による補助

チーム内での
議論を通じた
相互理解

本番同様の
データを
使用した演習

インシデント（事案）
対処能力の向上

令和3年度の実施計画

コース名	演習方法	レベル	受講想定者（習得内容）	受講想定組織	開催地	開催回数	実施時期
A	集合演習	初級	システムに携わり始めた者 （事案発生時の対応の流れ）	全組織共通	47都道府県	65回	7月～翌年2月
B-1		中級	システム管理者・運用者 （主体的な事案対応・セキュリティ管理）	地方公共団体	全国11地域	21回	10月～翌年2月
B-2				地方公共団体以外	東京・大阪・名古屋・福岡	13回	翌年1月～2月
C	オンライン演習	準上級	セキュリティ専門担当者 （高度なセキュリティ技術）	全組織共通	東京	2回	翌年1月～2月
オンラインA		初級	システムに携わり始めた者 （事案発生時の対応の流れ）	全組織共通	（受講者職場等）	随時	11月～翌年2月 （6～8月に試験提供予定）

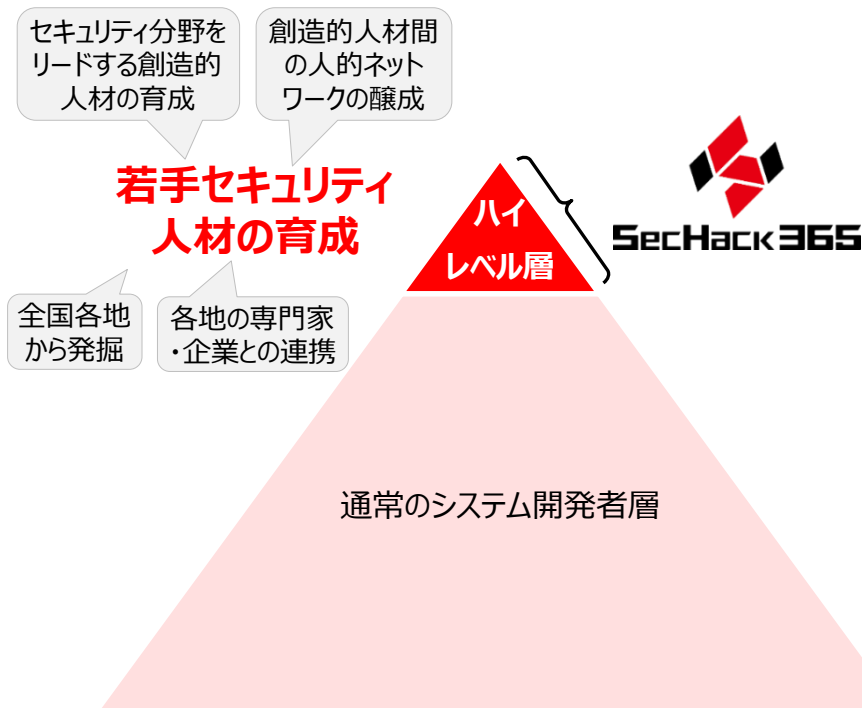
令和3年度から新規開設

SecHack365(総務省)

- 日本国内に居住する**25歳以下の若手ICT人材を対象**として、新たなセキュリティ対処技術を生み出さる**最先端のセキュリティ人材（セキュリティイノベーター）**を育成。
- NICTの持つサイバーセキュリティの研究資産を活用し、実際のサイバー攻撃関連データに基づいたセキュリティ技術の研究・開発を、**第一線で活躍する研究者・技術者が1年かけて継続的かつ本格的に指導**。
(2017年度:39名、2018年度:46名、2019年度:45名、2020年度:41名、合計171名が修了)
- 受講者は、NICTの有する遠隔開発環境※を活用し、**年中どこからでも遠隔開発実習が可能**。また、集合イベントとして、**座学講座（研究倫理）やハッカソン等**を実施。

※ NONSTOP(NICTER Open Network Security Test-out Platform)では、NICTの長年にわたるサイバーセキュリティ研究によって得られた膨大なセキュリティ関連データを活用することができ、NONSTOP内に整備された様々な研究開発・解析用ツール類と、他では触れることのできない貴重なデータを用いて研究・開発に取り組むことが可能。

毎年4月頃に受講者を募集
詳細は「SecHack365」で検索

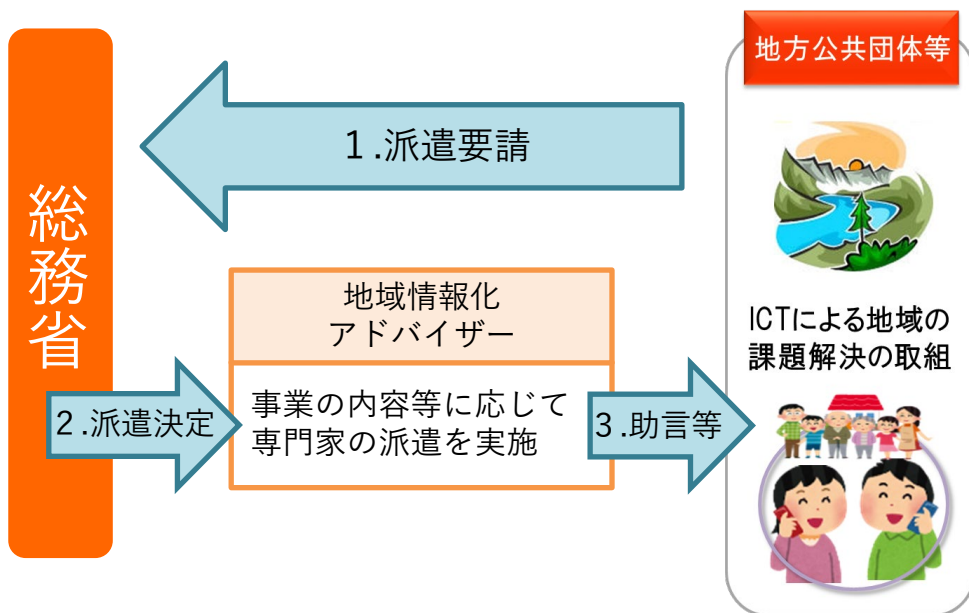


年6回の集合研修（座学講座等）、
成果発表会・OB交流会＋通年の遠隔開発実習
の組合せによる総合的な人材育成プログラム

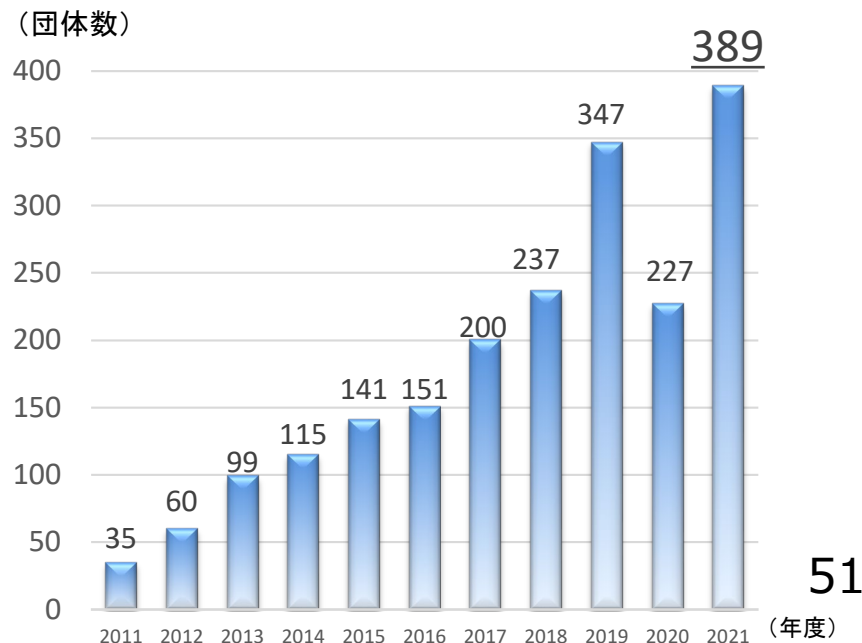
地域情報化アドバイザー派遣事業（総務省）

- 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「**地域情報化アドバイザー**」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う。
- 令和3年度は、自治体DXに知見のある自治体職員やCIO補佐官経験者などを追加し、先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者**212名**に委嘱。
- 現地派遣は年間3回まで、オンライン会議による支援であれば合計10時間の範囲内において、支援が可能。
- 事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。

派遣の仕組み



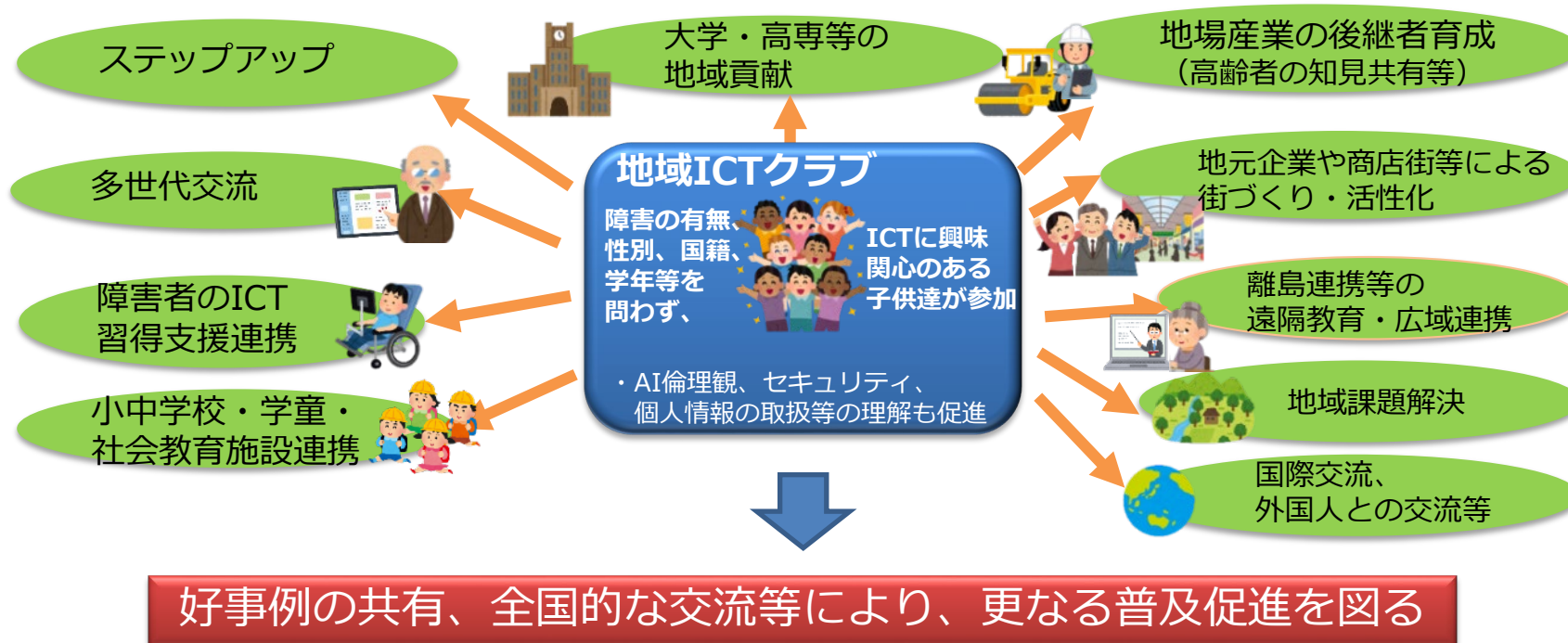
派遣団体数



※2021年度の数値については12月末時点の数

地域ICTクラブの普及促進（総務省）

- 「地域ICTクラブ」は、地域で子供たちが住民とモノづくりやデザイン等をテーマに、プログラミング等ICT活用スキルを学び合う中で、世代を超えて知識・経験を共有する機会を提供するもの
(参考) プログラミングを通じて、あらゆる分野でコンピューターが機能していることはもとより、現代社会の基盤となるシステムを学ぶ機会とすることを目的とする
- これまで、地域特性を活かしながら、様々なタイプのモデル実証を実施（平成30年度23カ所、令和元年度17カ所）
- 今後、オンラインによる地域の学びの好事例の創出等により、更なる普及促進を図る方向



ローカルSDGsリーダー研修（環境省）

○持続可能な社会の実現を目指し、環境課題を中心とした地域課題の解決に主体的、継続的に取り組める若手リーダーを育成することを目的として実施。

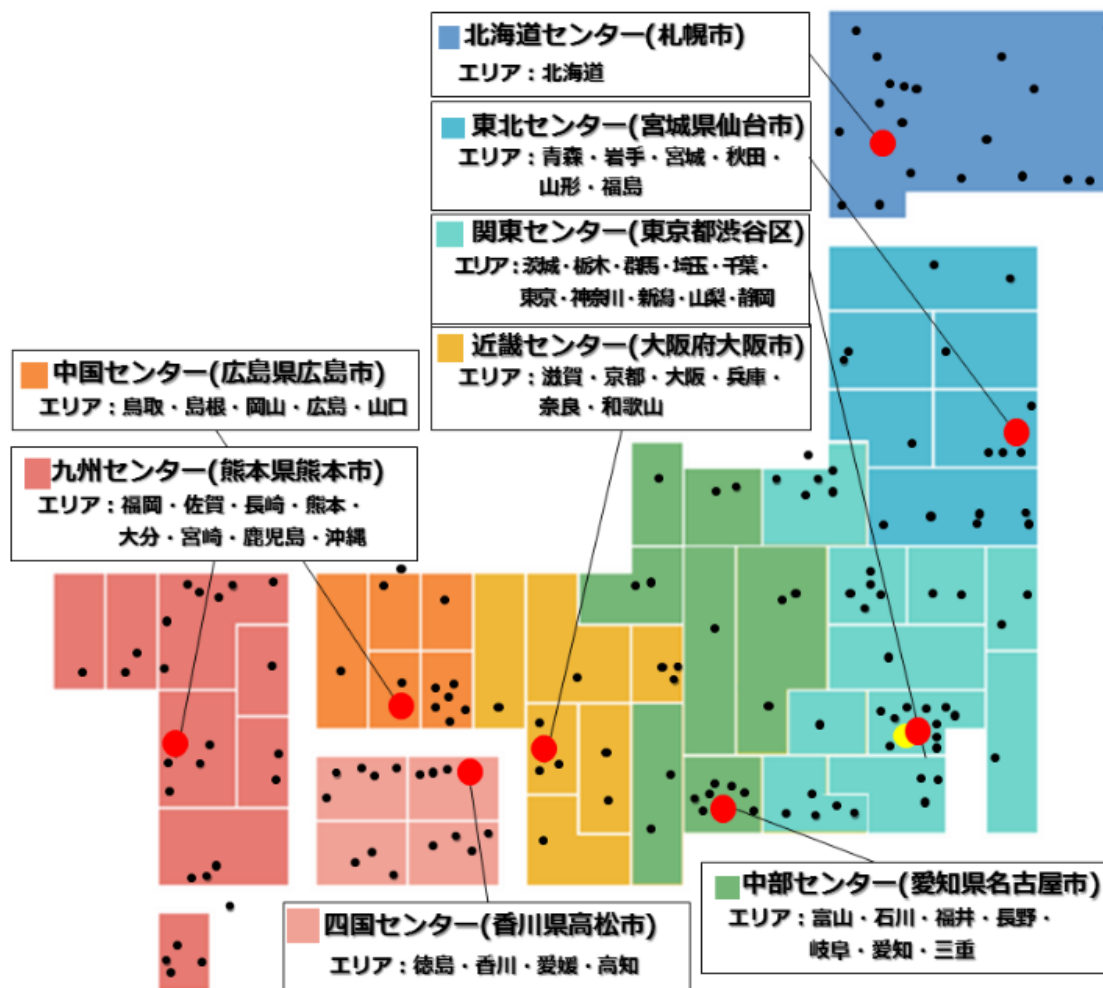
対 象：（おおむね）25－35歳の社会人対象
開催箇所：全国5カ所（R1年度は3カ所、R2年度は5カ所）
期 間：12週間のうちのべ8日程度＋現地
参 加 者：1カ所当たり20－25名程度、計120名程度



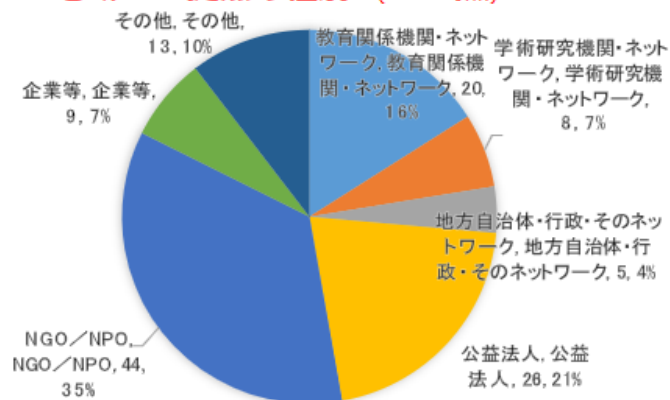
それぞれの土地に根ざし先駆的な活動を実践する企業・団体が現地事務局を担当
→実践的な研修とするのみならず、地域との連携強化、企業・団体の人材育成機能強化も期待
（研修で企画したプランが社内提案で新規事業として採択され、現地との連携事業に進んだ例も）

ESD推進ネットワーク（環境省）

- **全国センター**（東京都） ● **地方ESD活動支援センター**（地方8か所）
- **地域ESD拠点**：151地点（2021年11月現在）



<地域ESD拠点の種別>（R2.6時点）



<地域ESD拠点の例>

● 教育関係機関・ネットワーク

- ☞ ユネスコスクール、教育委員会、社会教育施設、環境教育施設 等

● 学術・研究機関・ネットワーク

- ☞ 大学 等

● 地方自治体・行政・ネットワーク

- ☞ 勝山市、鹿島市建設環境部ラムサール条約推進室 等

● 公益法人

- ☞ 公益財団法人キープ協会、公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金 等

● NGO/NPO

- ☞ NPO法人隠岐しぜんむら、NPO法人エコプランふくい 等

● 企業等

- ☞ サンデンフォレスト、キヤノンテクノロジー、花王エコラボミュージアム 等

● その他

- ☞ ESDコンソーシアム、国連大学RCE地域拠点 等

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（環境省）

制度の概要

平成15年成立、平成23年改正（議員立法）
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の5省共管

〇目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

〇基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切に、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。



〇国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条～6条)

- 国民、民間団体等：家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体：相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

〇基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

〇地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

〇学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備・活用。

環境教育等の基盤強化

〇環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

〇人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

〇体験の機会の場の認定(法20条)

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

〇協働取組推進のための枠組み(法21条の4.5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。

〇その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討 等

観光産業の経営人材育成事業（「観光MBA」）（観光庁）

概要

- 我が国の観光産業は経営手法を長年の「勘」や「経験」に頼ってきた場合も多く、労働生産性の低さや離職率の高さ等、様々課題がある。
- そのため、**科学的な経営やマーケティング等の実施による観光産業の収益力向上・魅力化を推進し、国際競争力を強化**する必要がある。
- しかし、我が国の経営人材育成システムは脆弱であり、**経営人材育成拠点の構築**が不可欠である

⇒一橋大学及び京都大学に、**観光に特化したMBA（経営学修士）コースを創設。**

観光関連企業の経営に携わる社会人を対象にした2年間の講義を通じ、**我が国の観光産業をけん引するトップレベルの経営人材を育成**

●経営人材育成拠点構築に向けた産学官の取組

平成28年度

●ワーキンググループの開催（4回）

- 「観光MBA」設置に向けた議論
- 業界のニーズの確認（求める人材・科目等）

●周知啓蒙

- 新聞紙面に於いて観光経営人材育成の重要性を啓蒙

平成29年度

●ワーキンググループの開催（3回）

- 両大学にて模擬授業を実施

●周知啓蒙

- 観光経営人材育成フォーラムを開催
（ゲスト：星野リゾート代表 星野佳路氏 等）

●1年生用カリキュラムの開発

「観光MBA」開学

●ワーキンググループの開催（3回）

- 「観光MBA」取得者の活躍促進について議論

●周知啓蒙

- 「観光MBA」の重要性を新聞紙面に議事広告掲載

●2年生用カリキュラムの開発

平成31年度

●産学官連携協議会の開催（3回）

- 「観光MBA」の横展開や今後の観光経営人材育成について議論

令和2・3年度

●産学官連携協議会の開催（1～2回）

- これからの観光産業に求められる人物像等について議論

観光MBAプログラム概要

一橋大学大学院経営管理研究科 ホスピタリティ・マネジメント・プログラム

ホスピタリティ産業の将来を 担う高度経営人材を育成

募集人員：10名
於：千代田キャンパス
平日夜間・土曜日に開講

【科目例】

- ・経営戦略
- ・人材マネジメント
- ・ホスピタリティ・マネジメント
- ・International Accounting 等

京都大学経営管理大学院 観光経営科学コース

日本の観光の地域と産業を活性化する 経営人材を育成

募集人員：10名
於：吉田キャンパス
平日日中に開講

【科目例】

- ・ツーリズム産業論
- ・京都・観光文化論
- ・デスティネーション・マネジメント論
- ・Global Tourism and Hospitality Management 等

コーネル大学やセントラルフロリダ大学の先進的なプログラムや
業界の意見を参考にし、観光経営に特化した効果的なプログラムを構築

平成30年度（1期生） 両大学合わせて、17名が入学（卒業済）

平成31年度（2期生） 両大学合わせて、19名が入学（卒業済）

令和2年度（3期生） 両大学合わせて、23名が入学

令和3年度（4期生） 両大学合わせて、18名が入学

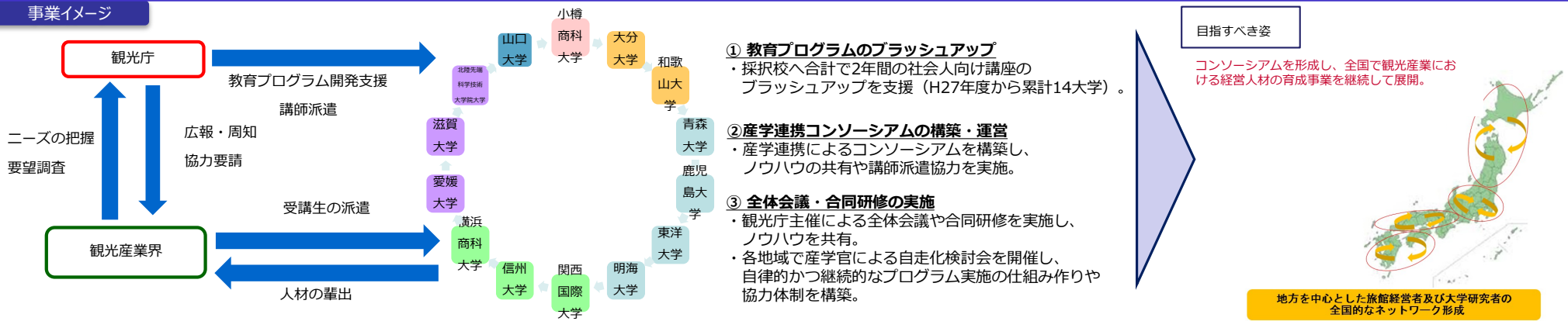
ホテル、旅行会社、DMO、鉄道会社、航空会社等、
観光関連事業者のマネージャー層、中堅社員等が受講

観光産業の中核人材育成・強化学業（観光庁）

概要

○平成27年度以降、地方における観光人材育成のため、全国各地の14大学を拠点とした、リカレント教育を推進してきたところ。
○各地の大学において「SDGs」や「MICE」「ウェルネスツーリズム」といった、地域の特色を活かしたプログラムが開発・開講され、これまで約600名の受講生を輩出してきた（令和3年9月時点）。

事業イメージ



大学名	講座テーマ	大学名	講座テーマ
小樽商科大学	観光産業の中核を担う経営人材育成	関西国際大学	ツーリズムプロデューサー養成
大分大学	宿泊業の伝統と経営革新	信州大学	ユニバーサルフィールド・コンシェルジュ養成
和歌山大学	観光・地域づくり	横浜商科大学	MICEビジネス中核人材育成
青森大学	実践から学ぶ自然環境資源を生かす体験型観光商品の開発手法	愛媛大学	愛媛県・四国の儲かる観光サービス業を担う中核人材育成
鹿児島大学	世界自然遺産によるエコツアーDMO形成のための中核人材育成	滋賀大学	ウェルネスツーリズムプロデューサー養成
東洋大学	ホスピタリティ産業における女性活躍と組織づくり	北陸先端科学技術大学院大学	観光コア人材育成
明海大学	地域の観光産業の強化を担う宿泊施設のための中核人材教育	山口大学	SDGsによる山口県のスポーツ観光

観光地域づくり法人（DMO）等の中核となる地域人材の育成（観光庁）

観光地域づくり法人（DMO）等の地域人材の育成として、以下の支援を実施

①外部専門人材を活用したOJTによるDMOの中核人材の育成

以下の4分野において専門性を有する人材をDMOが登用するために要する費用を支援

- ・インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定
- ・外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化
- ・外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備
- ・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション



②研修・セミナー等の受講によるDMOの中核人材の育成

DMOの中核人材の確保及び育成に資する以下の取組に係る費用を支援

- ・他のDMOとの人材交流
- ・先進的な海外観光地域への視察
- ・研修・セミナー等の受講



③DMOが実施する地域の中核人材の育成

地域事業者の中核人材の育成のため、DMOによる以下のセミナー実施に係る費用を支援

- ・滞在コンテンツの充実
- ・受入環境整備



道府県立農業大学校の概要（農林水産省）

- ・ 農業大学校は、農業の技術力や経営力の養成を図る農業教育施設であり、**42道府県**において設置
- ・ 農業改良助長法による協同農業普及事業の一環として、道府県が条例により設置し運営

道府県立農業大学校の基本的なコース

養成課程（2年）

- ・ 42道府県が設置
- ・ 主な学生は高校卒業者

研究課程（1～2年）

- ・ 道府県立農業大学校42校のうち、11校に設置
- ・ 主な学生は農業大学校養成課程修了者

研修課程（～数ヵ月）

- ・ 就農希望の社会人や、キャリアアップを目指す農業者などが受講

道府県立農業大学校(養成課程)をめぐる状況

- ・ 入学者は、近年横ばい
- ・ 入学者のうち、非農家出身者の割合が増加
- ・ 卒業生の就農率は、近年50%前後で横ばいで推移
- ・ 就農者のうち、雇用就農する者が増加傾向

年度 【入学年月】	2014(H26) 【入学年月H20.4】	2017(H29) 【入学年月H26.4】	2020(R2) 【入学年月R2.4】
定員	2,290	2,320	2,210
入学者	1,875	1,879	1,761
入学者のうち 非農家出身者の割合	53%	58%	63%

年度 【卒業年月】	2014(H26) 【卒業年月H27.3】	2017(H29) 【卒業年月H30.3】	2019(R1) 【卒業年月R2.3】
卒業生	1,772	1,785	1,709
就農者	1,048	987	931
就農率	59%	55%	54%
就農者のうち 雇用就農者割合	50%	59%	63%

※就農者は、兼業で農業に従事している者、農業研修を継続している者を含む。
出典：全国農業大学校協議会調べ

【参考】 農業大学校関連データ（農林水産省）

道府県立農業大学校(42校)一覧

北海道立農業大学校	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校
青森県営農大学校	兵庫県立農業大学校
岩手県立農業大学校	なら食と農の魅力創造国際大学校
宮城県農業大学校	和歌山県農林大学校
山形県立農林大学校	鳥取県立農業大学校
福島県農業総合センター農業短期大学校	島根県立農林大学校
茨城県立農業大学校	岡山県農林水産総合センター農業大学校
栃木県農業大学校	広島県立農業技術大学校
群馬県立農林大学校	山口県立農業大学校
埼玉県農業大学校	徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校
千葉県立農業大学校	香川県立農業大学校
神奈川県立かながわ農業アカデミー	愛媛県立農業大学校
専門学校山梨県立農業大学校	高知県立農業大学校
長野県農業大学校	福岡県農業大学校
静岡県立農林大学校	佐賀県農業大学校
新潟県農業大学校	長崎県立農業大学校
岐阜県農業大学校	熊本県立農業大学校
愛知県立農業大学校	大分県立農業大学校
三重県農業大学校	宮崎県立農業大学校
滋賀県立農業大学校	鹿児島県立農業大学校
京都府立農業大学校	沖縄県立農業大学校

研究課程を設置している学校(11校)

卒業生の進路（R2.3卒業）

・卒業生…1,709人

① 農林業就職者		931 ☆
	農業従事者	899
	継続研修	32
② ①以外		833
進学者		66
	農大研究過程	37
	その他	29
就職者		734
	農業関連産業等	556
	（農業関連産業：308人 農協：186人 農業団体：51人 農業大学校職員：11人）	
	その他	178
その他		33

←うち41人は
☆にも計上

←うち14人は
☆にも計上

一般的な学費（道府県立）

- ・受験料…約2,000円～4,000円
- ・入学金…約5,000円
- ・授業料…約10～15万円

※その他、教材費、実習費及び寮費などが必要となる場合がある

農業大学校におけるカリキュラム(養成課程)の概要（農林水産省）

- ・ **1 年次前期**は、農業に関する**基礎的な知識**について、**幅広く習得**
- ・ **1 年次後期**から、**専攻する品目**を決め、専門的知識・技術の習得、農家での現地実習等を実施
- ・ **2 年次**は、卒業後の営農を見据え、自らテーマを設定して研究を行う**プロジェクト学習**を実施

1 年次

基礎的な講義・実習

※科目例

農業概論 / 土壌・肥料 /
農業気象 / 農業機械 /
GAP / 農業簿記

専門的な講義・実習

※科目例

植物育種 / 園芸施設 /
野菜栽培論 / 農家研修

2 年次

プロジェクト学習 (卒業研究)

講義例：GAP

- ・ 座学とともに、農場においても、安全性に配慮した機械作業や農薬管理を実践
- ・ 一部の学校では、学生が主体となって認証を取得



実習例：農家における実践研修

- ・ 先進的な農業経営を行う農業者の下で、実践的な栽培技術や経営管理を習得
- ・ 数週間×2回や、週1回×数か月など、品目や地域の作型などに応じて実施



農業大学校のカリキュラム（リカレント教育）（農林水産省）

- ・ 人手不足の農業に人材を呼び込むためには、若者に限らず、社会人を含む幅広い世代にも目を向ける必要
- ・ 農業大学校においても、社会人の就農希望者が受講できるコースを開講し、実践的なリカレント教育を推進

就職氷河期世代支援に関する行動計画2019(抜粋) (令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に 関する関係府省庁会議決定)

③農業、林業、漁業への新規就業者の確保・育成

ア) 農業

- ・ 就農準備段階から経営開始後まで一貫した地域におけるサポート体制づくり、実践的なリカレント農業教育の実施に必要な施設設備の整備、リカレント教育研修の実施経費を支援する。

食料・農業・農村基本計画（抜粋） (令和2年3月閣議決定)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

② 経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

- イ 農業を支える人材の育成のための農業教育の充実
さらに、就職氷河期世代をはじめとした幅広い世代の就農希望者に対する実践的なリカレント教育を推進する。

リカレント教育の例(山形県立農林大学校)

【研修コース】

- ・ 新規就農支援研修
- ・ 経営定着・発展支援研修
- ・ 農業理解促進研修
- ・ 女性農業者育成研修
- ・ 働きながら学ぶ農業入門講座
- ・ 農業ビジネス支援研修
- ・ 農業機械安全使用研修
- ・ 企業経営体育成研修
- ・ 林業基礎研修

新規就農支援研修

本気で農業を始めたいという方向けの、就農に必要な知識と技術の習得を支援する研修（1年間）

働きながら学ぶ農業入門講座

他産業に従事しながら本格的な就農を目指すために学ぶ夜間講座と休日の現地研修

1. 稲作入門講座
2. 果樹入門講座
3. 野菜入門講座

